

パブリック・コメント 意見募集

閲覧用

(素案)

# 合志市公共施設等総合管理計画

平成29年2月  
熊本県 合志市

# 目 次

## 第1章 はじめに

|             |   |
|-------------|---|
| 1. 計画の背景と目的 | 2 |
| 2. 計画の位置付け  | 3 |
| 3. 計画の対象範囲  | 3 |
| 4. 計画期間     | 4 |

## 第2章 国の人口と財政状況

|                  |   |
|------------------|---|
| 1. 少子高齢化の進展と人口減少 | 5 |
| 2. 国の財政状況        | 7 |
| 3. 国の公債残高の増加要因   | 8 |
| 4. 国の財政健全化目標     | 9 |

## 第3章 本市の人口と財政状況

|               |    |
|---------------|----|
| 1. 市における将来人口  | 10 |
| 2. 市の財政状況     | 12 |
| 3. 市の財政状況の見通し | 14 |

## 第4章 市有施設等の現況

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 施設の用途別保有の状況     | 19 |
| 2. 市民一人当たりの施設の保有状況 | 21 |
| 3. 築年別の整備状況        | 21 |
| 4. インフラ施設の状況       | 22 |

## 第5章 市有施設等の更新費用の見通し

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. ハコモノ施設の将来更新費用（試算結果・全体） | 23 |
| 2. ハコモノ施設の将来更新費用（試算結果・詳細） | 24 |
| 3. インフラ施設の更新費用の試算         | 27 |
| 4. 改修・更新費用の試算根拠           | 33 |

## 第6章 市有施設等総合管理の基本方針

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 現状に対する課題               | 40 |
| 2. 基本方針における3つの柱           | 41 |
| 3. 施設保有総量の抑制・適正化（1本目の柱）   | 42 |
| 4. 施設の計画保全と長寿命化の推進（2本目の柱） | 44 |
| 5. 施設運営コストの縮減（3本目の柱）      | 47 |

## 第7章 計画の推進に向けて

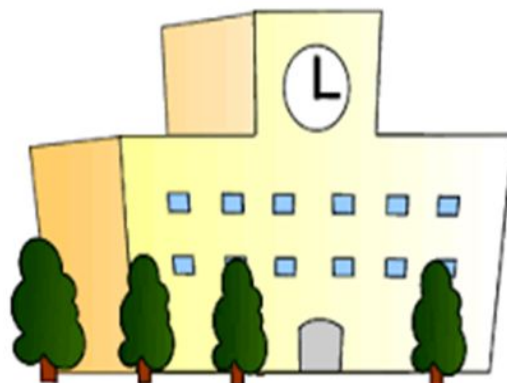
|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 個別施設計画の策定    | 48 |
| 2. フォローアップの実施方針 | 50 |

## 第1章 はじめに

### 1. 計画の背景と目的

今後、全国の地方自治体（以下、「自治体」という。）は、高度経済成長期以降からこれまでに建設された公共施設等について、大量の大規模改修と建替え（以下「更新等」という。）の時期を迎えることとなります。その一方で、財政面では、人口減少等による市税収入の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の増加により、多くの自治体において財政状況の悪化が見込まれ、老朽施設の更新等経費や維持管理経費を確保することが大きな課題となっています。本市においても例外ではなく、公共施設について建設後の経過年数から今後、急速に老朽化することが予想され、日常の維持管理費に加え、将来的には更新等に多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが懸念されます。

そのような中で、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、インフラを管理・所管する省庁等に対し、当該施設の維持管理や更新等を着実に推進するための行動計画や施設毎の個別計画の策定を求めています。また、自治体には平成26年4月に総務大臣通知により、保有する公共施設等の改修・長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行うための「公共施設等総合管理計画」の策定を平成29年3月までに行うことが要請されています。



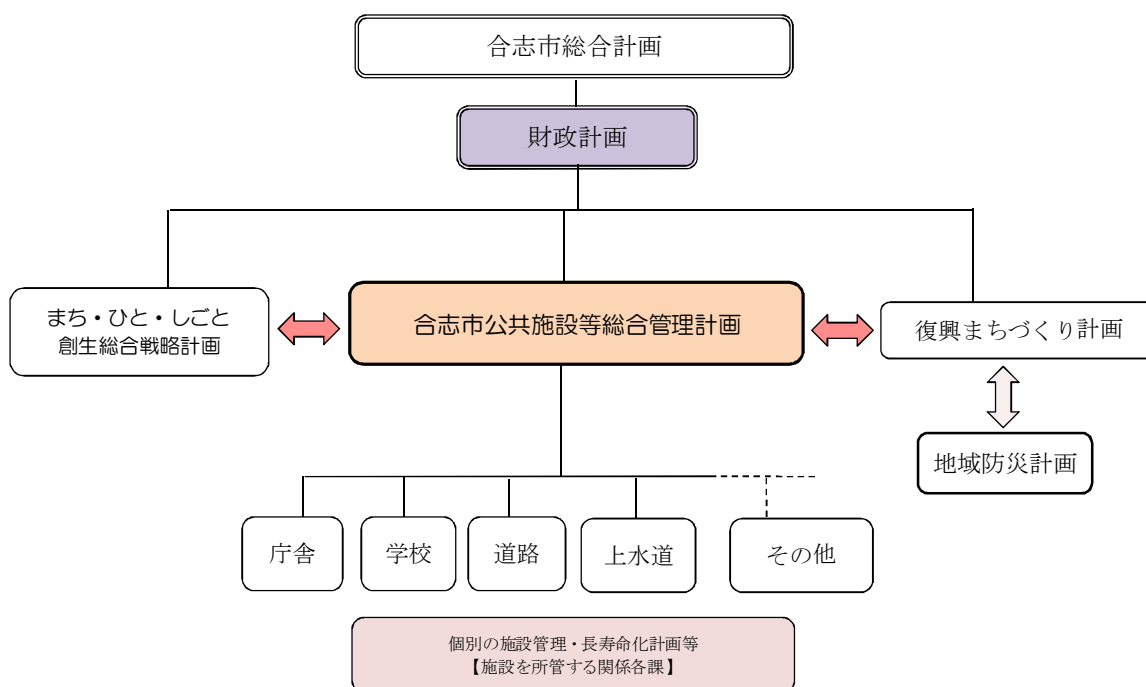
このような背景もあり、本市においても、適切な時期での更新等を実施していくために、公共施設の実態を可能な限り把握するとともに、長期的な視点に立った公共施設の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組むため、公共施設の運営方針についてのあり方を示していくための「合志市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理の取組みに当たって、長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的で持続可能な公共施設の管理を推進して行くことを目的とします。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものであり、本市の最上位計画である「合志市総合計画」を下支えする計画のひとつです。

また、施設を所管する関係各課が今後策定する個別の維持管理計画・長寿命化計画等（以下、「個別施設計画」という）を横断的かつ包括的に取りまとめ、財政計画に照らし合わせながら、所管する施設の特性等に応じた具体的な取組みを実践することとします。



## 3. 計画の対象範囲

本計画の対象は、市が所有する建築物（公園のトイレなど小規模なものを除く）及びインフラ施設である道路、橋りょう等の土木施設、上水道、下水道などの公営企業施設を加えたものを対象施設（以下「市有施設等」という。）とします。

ただし、農業分野における経済対策などのために設置された施設など、一部の施設を除くこととします。

また、現在使用・不使用に関わらず、行政財産としての役割を終え普通財産扱いとなっている市有施設等については保有の状況（面積）には加えますが、維持管理・更新費用の算出においては対象外とします。

#### 4. 計画期間

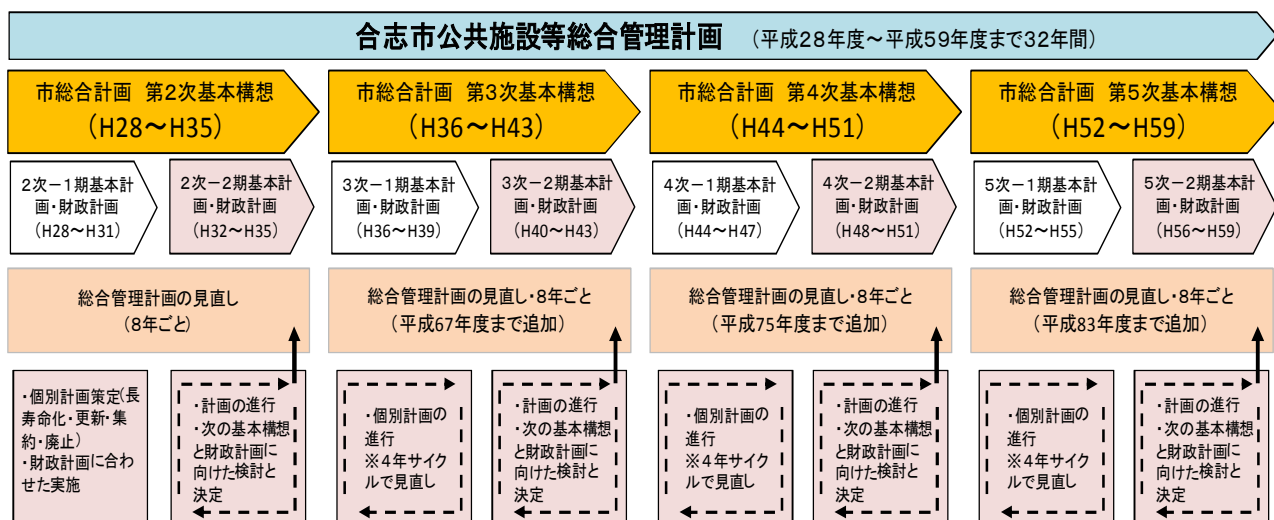
本市では、昭和40年代後半から建設した公立小中学校などが次々と法定耐用年数を迎え、更新等の必要性が出てきます。また、平成になってから建設された市庁舎や支所、ヴィーブルなどの社会教育施設においても築20年を経過してくることから、これから次々と中規模・大規模の改修が必要になってきます。また、本市は順調に人口を伸ばし、若年層の流入が顕著であることから、小中学校や保育所・学童保育施設などが不足しており、今後も新規の建設を計画しています。

そのため、本計画においては、ここ数年で建設する新規施設についても維持管理コストの見える化を図り、長期的に維持管理や更新等のコストを見通しながら、財政計画に照らし合わせて適正に執行していくために、平成28年度から平成59年度までの32年間の長期計画としています。

また、本計画は、本市のまちづくりを進めるうえでの最上位の計画である「合志市総合計画」及びそれに付随する「合志市財政計画」と整合性を図りながら進めていくため、合志市総合計画の「基本構想」策定サイクルである8年ごとに見直しを図り、人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因に合わせて計画を見直し、精度の向上を図っていきます。

計画期間

**平成28年度～平成59年度(32年間)**  
(2016年度～2047年度)



## 第2章 国の人口と財政状況

### 1. 少子高齢化の進展と人口減少

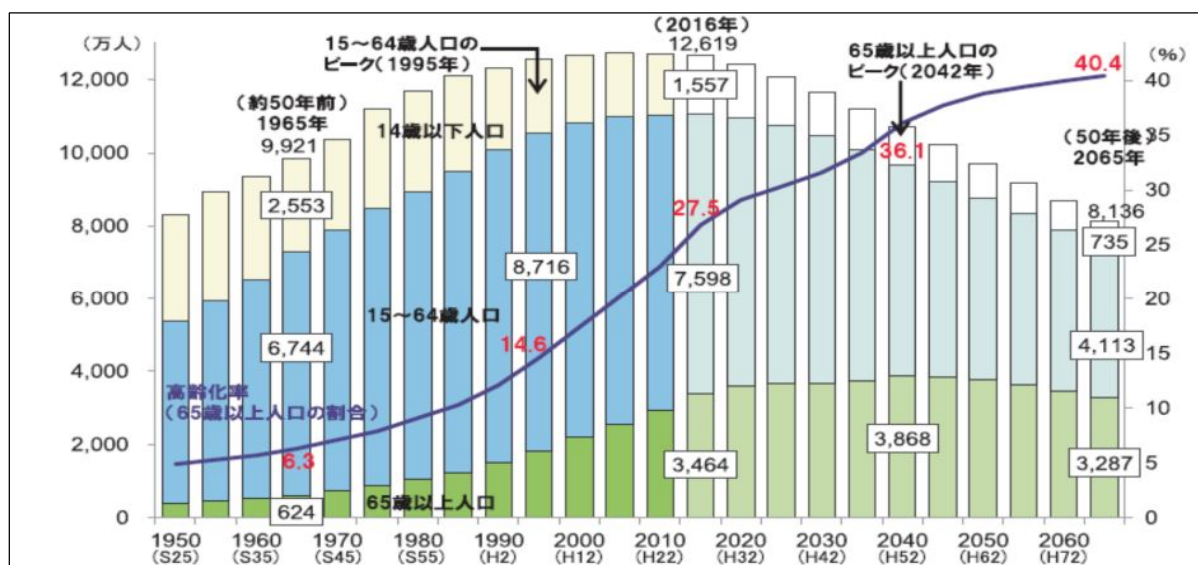
#### (1) 世界で類を見ない高齢化社会を迎える日本

我が国は、出生率の低下により若年人口が減少する少子化と、人口に占める高齢者の割合が増加する高齢化が同時に進行する少子高齢化社会を迎えています。

また、平成28年10月に総務省が平成27年国勢調査の確定値を発表しましたが、外国人を含んだ日本の総人口は前回平成22年調査から初めて減少に転じ、96万2,607人減の1億2,709万4745人となりました。これは、大正9年の調査開始以来、初めてのことです。総人口に占める65歳以上の割合も26.6%と過去最高で、4人に1人を超えました。

総務省によると、現在の日本は65歳以上が占める高齢者の割合が世界で最も高く、逆に15歳未満の年少人口の割合が最も少ない水準にあります。また、国連推計による各国の比較では、日本の総人口は世界で10番目に多い状況ですが、上位20カ国の中で平成22年～平成27年の間に人口が減ったのは日本だけとなっています。

日本は、現在も世界最高水準の高齢化率となっておりますが、この状況は今後も進み、世界中どの国もこれまで経験したことのない『超高齢化社会』を迎えることになります。

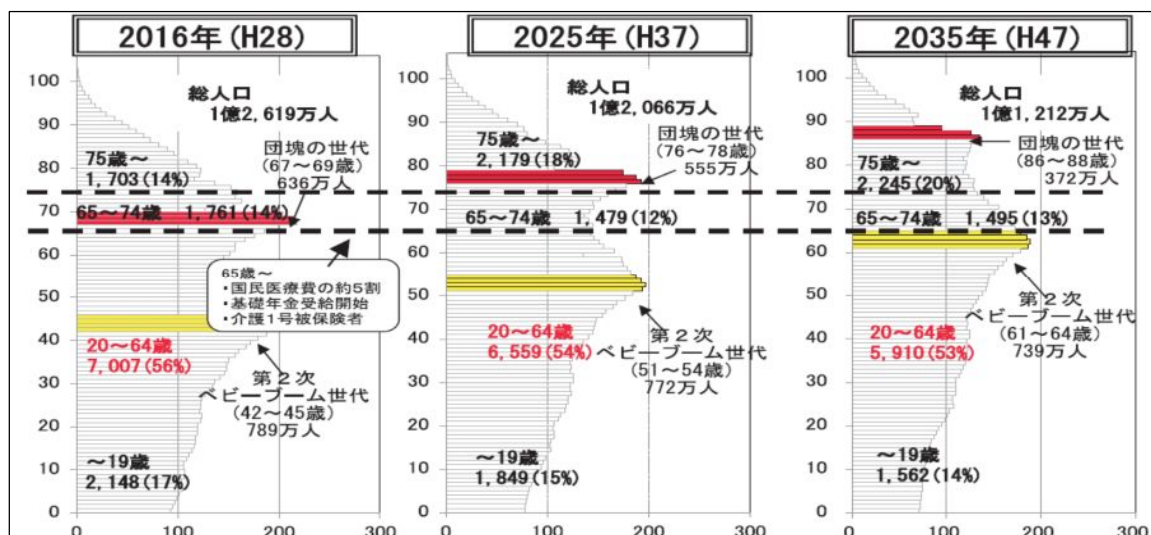


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

#### (2) 人口減少と少子高齢化社会の問題点

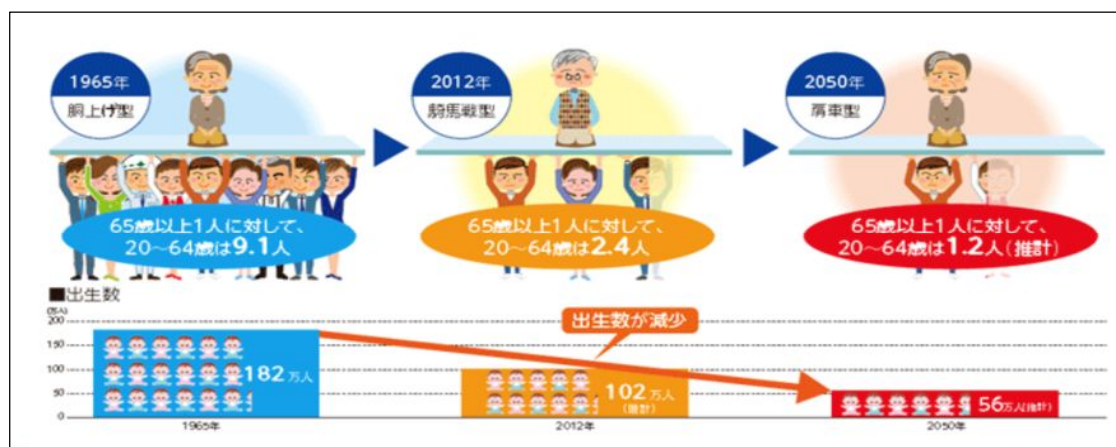
次のグラフは、将来推計人口の10年ごとの推移ですが、10年後の平成37年には団塊の世代(※1)が後期高齢者に入り、それから更に10年後の平成47年以降には、第2次ベビーブーム世代も後期高齢者に入ってきます。その間、少子化はさらに進展し、20～64歳の働く世代が減少していくことが予測されています。





出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

人口減少と少子高齢化がもたらす問題点は2つあります。1つ目は、人口減少による国内市場の縮小と少子化による労働力人口の減少が経済活動に与える影響です。経済活動はその担い手である労働力人口に左右されると言われていますが、総人口に占める労働力人口の割合が減少していくため、経済規模が縮小し、投資先としての魅力低下によって、経済成長の減退が懸念されます。



出典：政府広報・内閣官房作成パンフレット『明日の安心 社会保障と税の一体改革を考える』

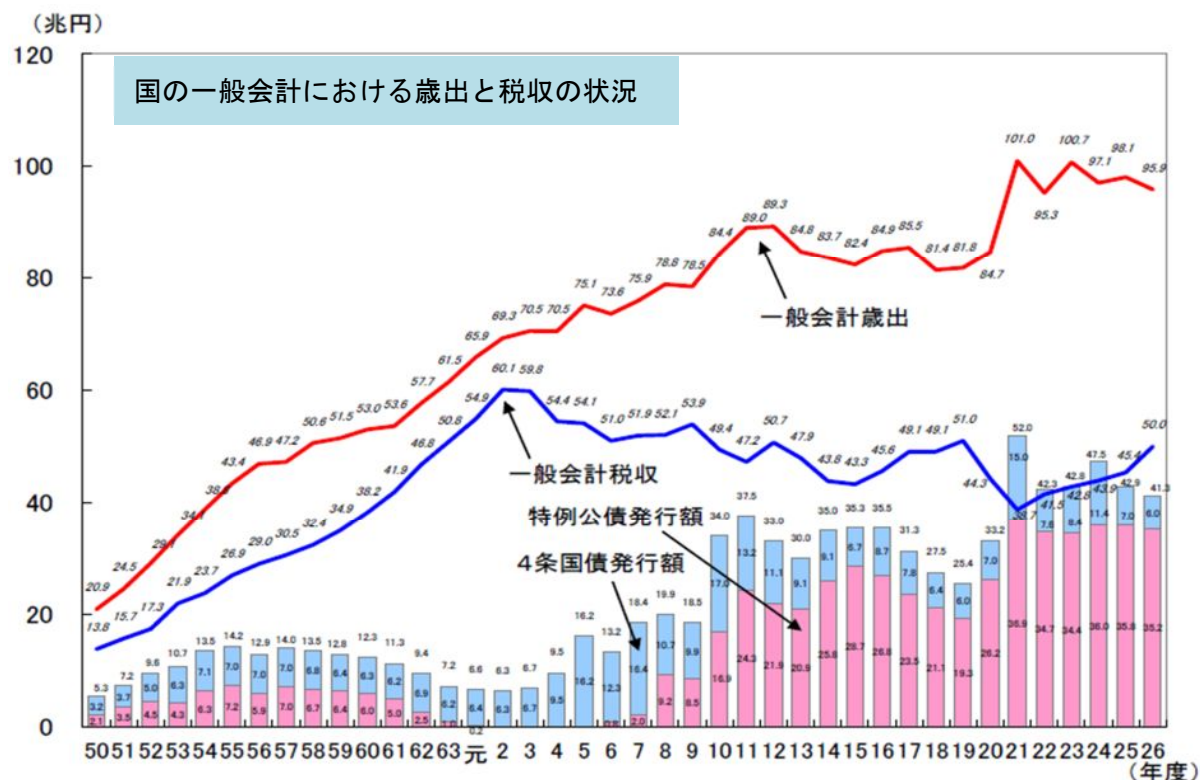
問題点の2つ目は、社会保障制度と財政の持続性です。特に公的年金制度は、上の図のように、後の世代から前の世代への「仕送りの制度」として考案され、昭和40年(1965年)当時は、支える側が「胴上げ型」でした。少子高齢化の進展により、今では支える側が「騎馬戦型」となっており、これから「肩車型」となると言われています。「親の世代は少ない負担で十分な給付が受けられたが、子どもたちの世代は給付が少ない、孫の世代になるともらえないかもしれない」という世代間の格差が、有識者の中で指摘され始めています。

※1) 団塊の世代は1947～1949 (S22～24) 年、第2次ベビーブーム世代は1971～1974 (S46～49) 年生まれ。

## 2. 国の財政状況

平成28年11月17日に行われた国の財政制度等審議会では、「我が国の財政は、毎年度の歳出のうち3分の1以上を借金に依存している。すなわち、現世代にのみ便益が及ぶ支出の多くを現世代が負担することができていない状態が続いている。この結果、平成27年末の借金の残高は対GDP比で248%となっており、将来世代に対し、国際的にも歴史的にも例がないほど膨大なつけを残してしまっている。」と意見を述べられています。

出典：平成28年11月17日財政制度等審議会「平成29年度予算の編成等に関する建議」



出典：財務省「日本の財政関係資料」（平成28年2月）

国の一般会計における歳出と税収の状況は、上の折れ線グラフのとおり、通称「ワニの口」と言われ、歳出が税収を大幅に上回る状況が続いています。歳入の足りない部分は、棒グラフのとおり、「赤字国債」の発行でまかなっている状況です。

そのため、国の公債残高は、年々増加の一途を辿っており、平成28年度末の普通国債残高は838兆円にのぼると見込まれていますが、これは国の税収15年分に相当し、経済学者やマスコミ等から将来世代に大きな負担を残すと言われています。

### 『国の平成28年度予算を1年間の家計にたとえると』

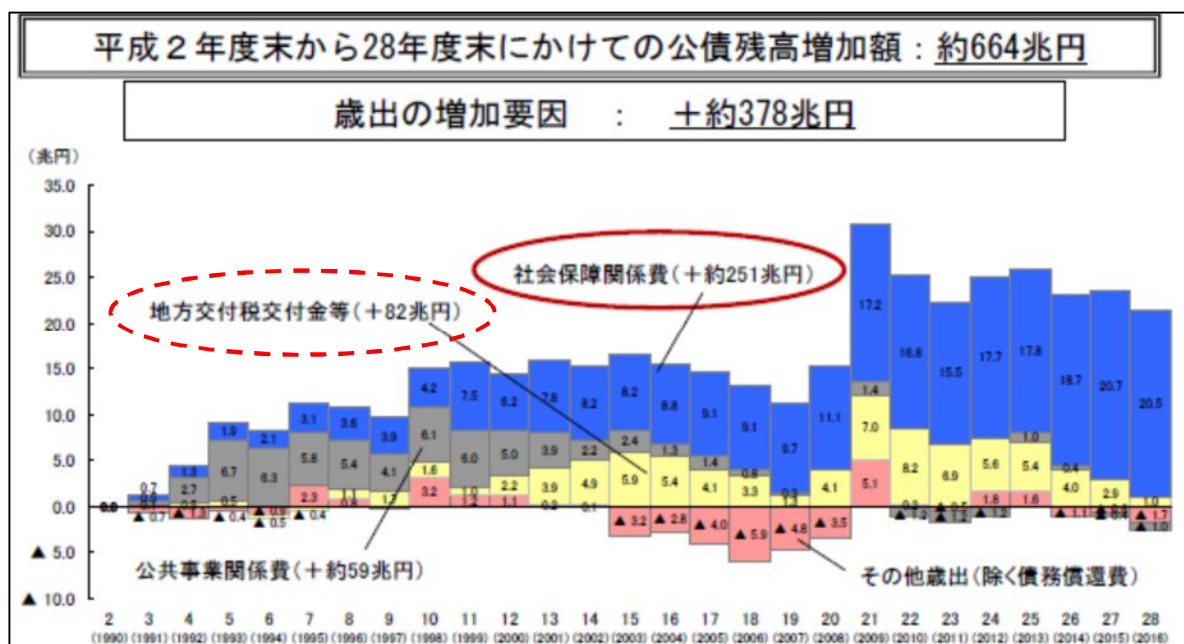
**世帯年収は623万円（税収等）なのに、344万円の借金（国債発行）を行いながら生活し、既にローン残高は8,380万円に達している計算になります。**

※国の平成28年度一般会計当初予算である歳入・歳出予算総額96.7兆円を例に、1兆円を10万円に換算し、1年間の支出が967万円の一般家庭の家計にたとえています。



### 3. 国の公債残高の増加要因

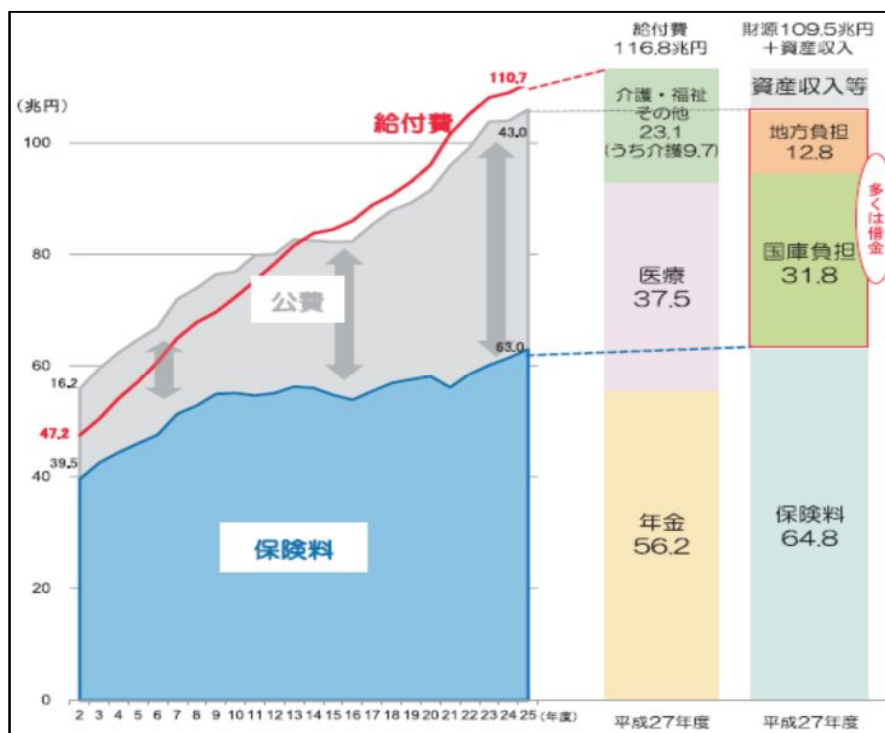
下のグラフのとおり、平成2年以降の国の公債残高の累増について見ると、歳出面では、平成12年頃までは公共事業関係費の増加が主要因でしたが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方財政の悪化に伴う財源不足の補てん（地方交付税交付金等）の増加が主な要因となっています。



出典：財務省「日本の財政関係資料」（平成28年2月）

右のグラフのとおり、急激な高齢化の進展を背景に、社会保障費（年金、医療、介護等）は大きく増加してきました。

日本の社会保障制度では、社会保険方式を採りつつも、年々拡大してきた給付費と保険料との差を主に国と地方の負担でまかなってきました。国の負担は毎年一兆円規模で増えており、その財源の多くを借金に依存していることが、財政赤字の大きな要因となっています。

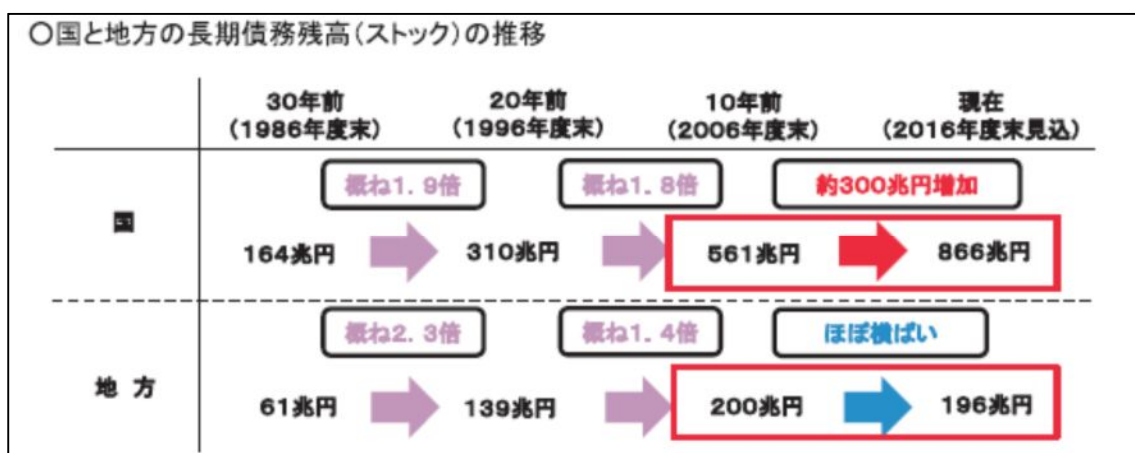


出典：国立社会保障・人口問題研究所「平成25年度社会保障費用統計」  
（注）平成27年度の値は厚生労働省の当初予算ベース

#### 4. 国の財政健全化目標

国の歳出と全国の自治体（以下、「地方」という。）の歳出合計を比較すると概ね4：6となっています。また、地方交付税等の財源移転により、国と地方の税財源比も概ね4：6となっています。しかし、国と地方の財政状況を比較すると、財政収支（※2）で見ても、長期債務残高で見ても、国は地方より極めて厳しい状況にあると言われています。

※2) 国の財政収支は、7ページ上段のグラフを参照



出典：財務省「日本の財政関係資料」（平成28年2月）

上の図は、国と地方の長期債務残高の推移ですが、10年前と現在を比較すると、国の長期債務残高が約300兆円増加しているのに対し、地方はほぼ横ばいとなっています。前頁上段のグラフにもあるように、国の長期債務残高増加の理由の一つに、地方の財源不足を支援していることも一因だと言われています。

このような状況の中、平成28年11月17日に行われた国の財政制度等審議会では、「財政健全化には一刻の猶予も許されない。政府は「平成32年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化（※3）」目標にコミットしており、この目標は引き続き遵守されなければならない。この財政健全化目標は、各年度の予算全体を律するものである。各歳出分野における事情を理由にこの目標の実現が左右されてはならない。」と意見を述べられています。

出典：平成28年11月17日財政制度等審議会「平成29年度予算の編成等に関する建議」

#### 国の財政健全化目標（平成27年6月30日 閣議決定）

- 目標1 平成27年度までに平成22年度に比べ赤字の対GDP比を半減
- 目標2 平成32年度までに基礎的財政収支を黒字化
- 目標3 その後の債務残高対GDP比の安定的な引き下げ

※3) 基礎的財政収支の黒字化（プライマリーバランス）とは

財政収支において、借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利払いを除いた歳出の差のこと。そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表す。

### 第3章 本市の人口と財政状況

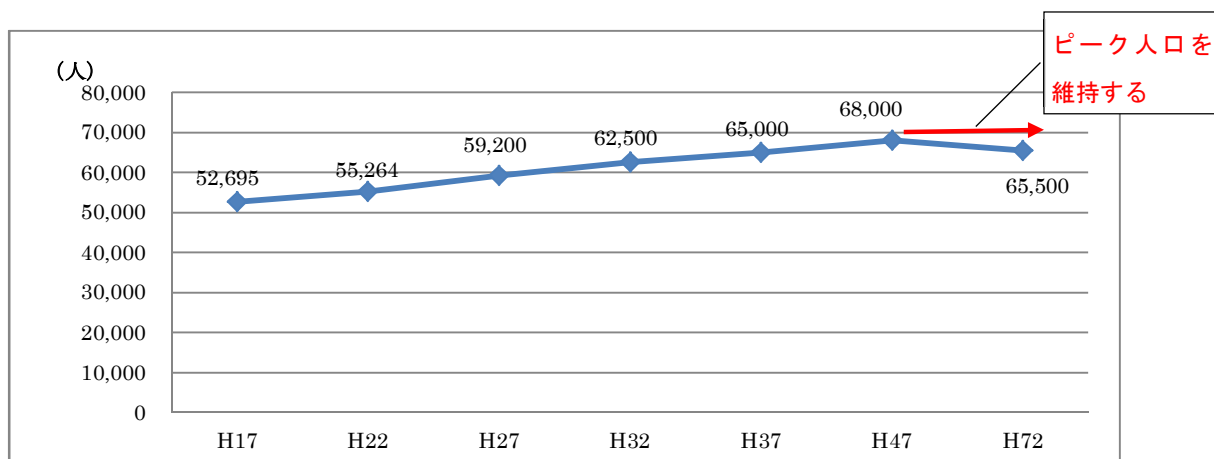
#### 1. 市における将来人口

##### (1) 総人口

本市における、平成17年・平成22年・平成27年の国勢調査による人口の推移では、熊本市をはじめ県内外からの転入による人口の増加が続いています。

下のグラフのとおり、今後の開発等を考慮した回帰分析での推計でも増加傾向が続くものと予測され、平成37年度における人口は65,000人(※4)、平成47年における人口が68,000人でピークを迎え、その後緩やかに減少に転ずる(※5)と予測されています。

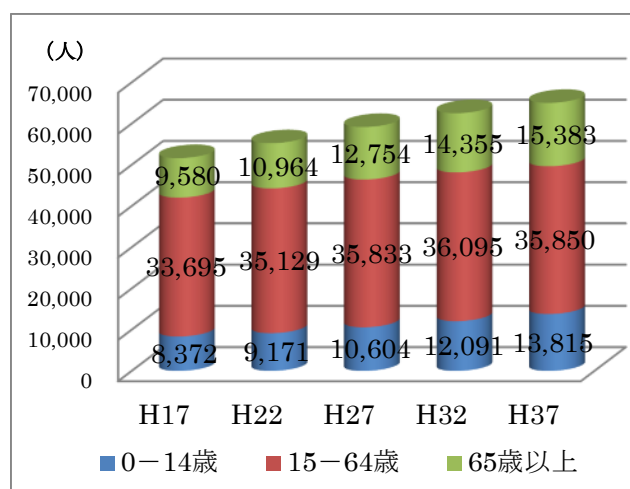
成り行き値では、平成72年で65,500人と予測されていますが、市では「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月)」を策定し、地方創生における各種事業に取り組み、平成72年(2060年)の人口ビジョンを68,000人のまま維持することを目標にしています(※5)。



##### (2) 年齢階層別人口

年齢階層別(3区分)人口の見通しでは、右のグラフのとおり、年少人口(0歳～14歳)と老年人口(65歳以上)は増加するものの、生産年齢人口(15～64歳)は増加から減少に転じるという見通しとなっています。

また、年少人口と老年人口が逆転しており、高齢化はさらに進むと予測されます(※4)。

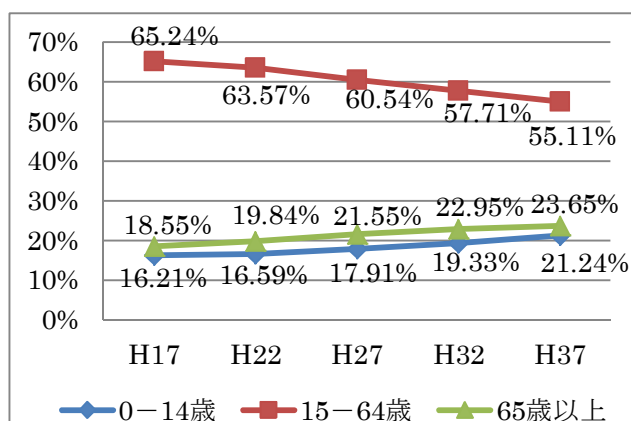


※4) 合志市総合計画(H28.4策定)

※5) 合志市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略(H27.5策定)

### (3) 生産年齢人口の割合

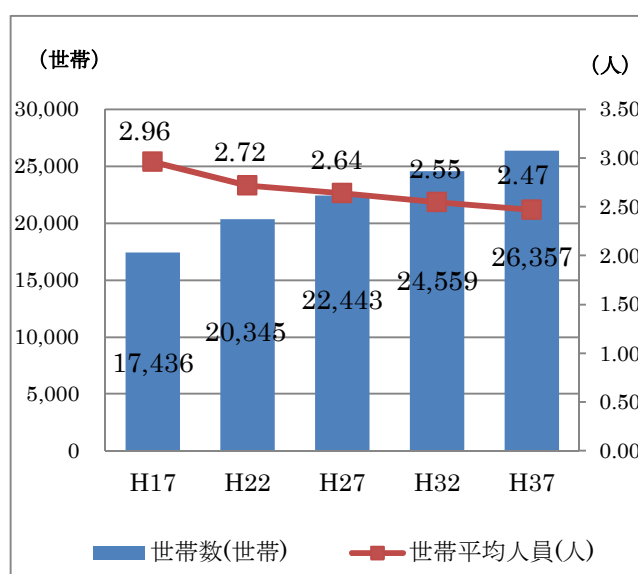
(2)により、生産年齢人口（15～64歳）は平成32年まで増加し、その後減少に転じるという見通しとなっていますが、右のグラフのとおり、人口割合から見ると、平成17年から既に減少しており、今後も減少していくことが予測されます(※4)。



### (4) 世帯数と世帯人員の見通し

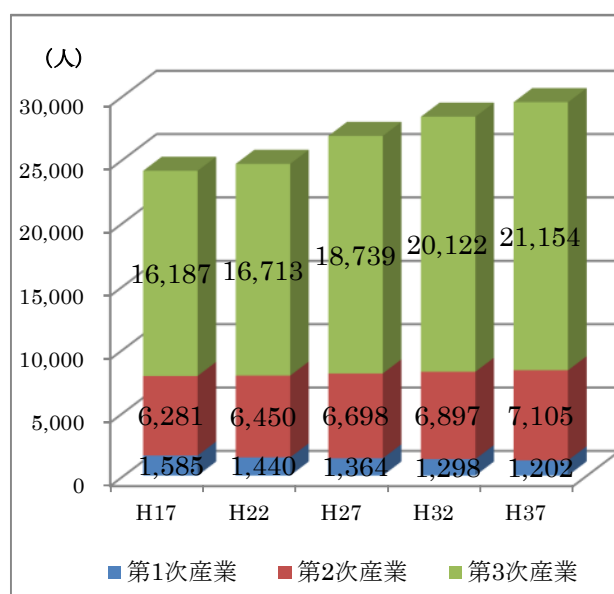
右のグラフのとおり、世帯数については、転入世帯の増加などにより今後も増加傾向は続くものと予測され、平成37年度の世帯数は26,357世帯になると予測されます。

一方、世帯人員については、核家族化の進行や少子化、さらには一人暮らし高齢者世帯の増加などから、今後も減少していくことが予測されます(※4)。



### (5) 就業人口の見通し

就業人口(※5)の見通しについては熊本市をはじめとした周辺市町村への就業者が本市へ転入している傾向から、右のグラフのとおり、全体の就業人口は今後も増加していくものと予測されます。(※4)



※4) 合志市総合計画（H28.4策定）

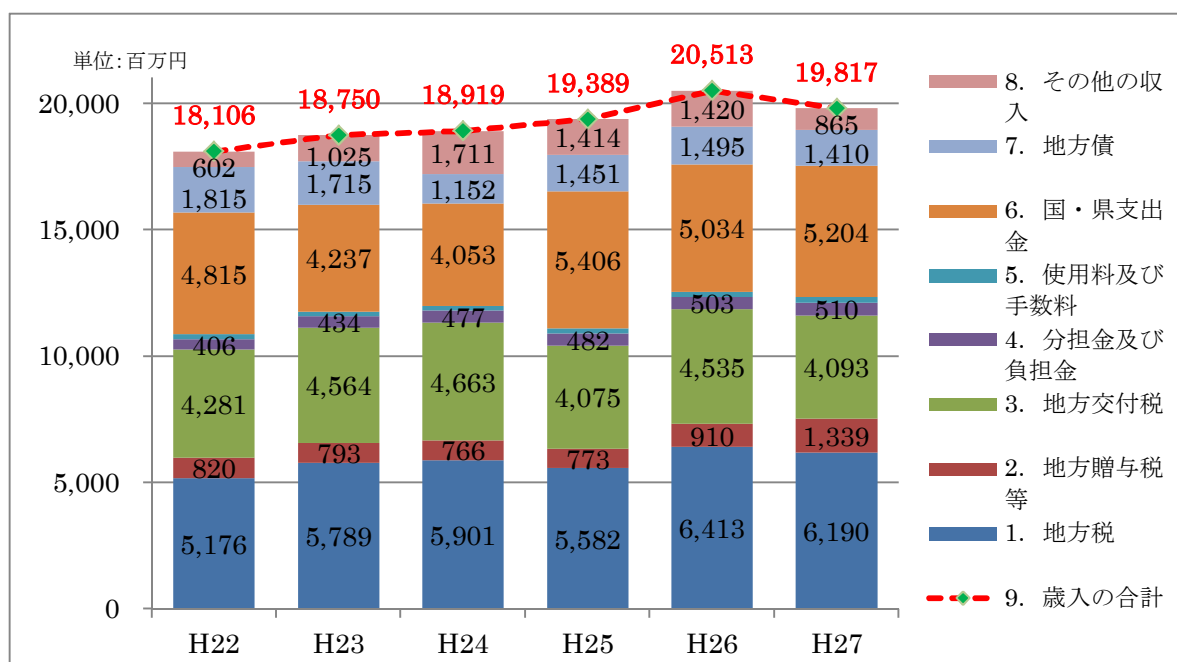
※5) 就業人口とは

職業に就いて収入を得ている人の数のことをいう。ただし、就業人口の中でも、実際に就業している就業者と、就業していない休業者も含む場合がある。

## 2. 市の財政状況

### (1) 歳入の状況

次のグラフのとおり、合併以降の歳入総額は増加傾向にあるものの、景気の動向に左右される法人市民税（地方税の一部）の増減が著しい状況にあります。

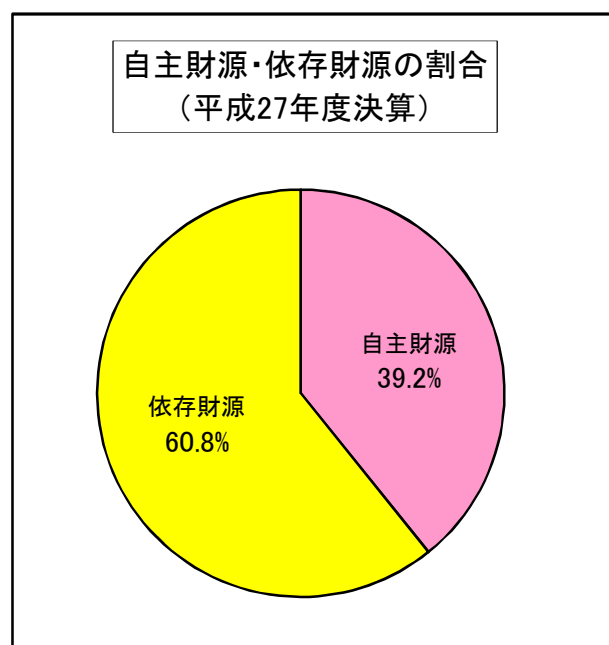


平成27年度決算における自主財源と依存財源の割合は右のグラフのとおり概ね4：6となっています。

自主財源とは、市が自主的に収入できる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。

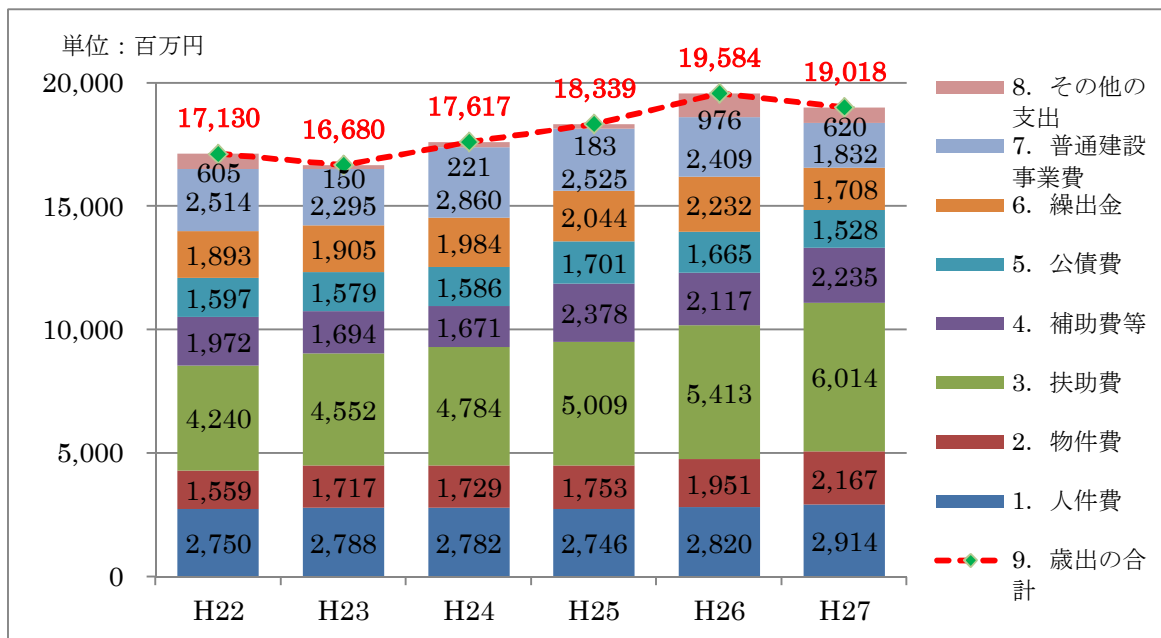
一方、依存財源とは、国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税等がこれに該当します。

本市の財政は、国に大きく依存した財源構成となっているため、今後も国の財政計画に大きく左右されることが予測されます。



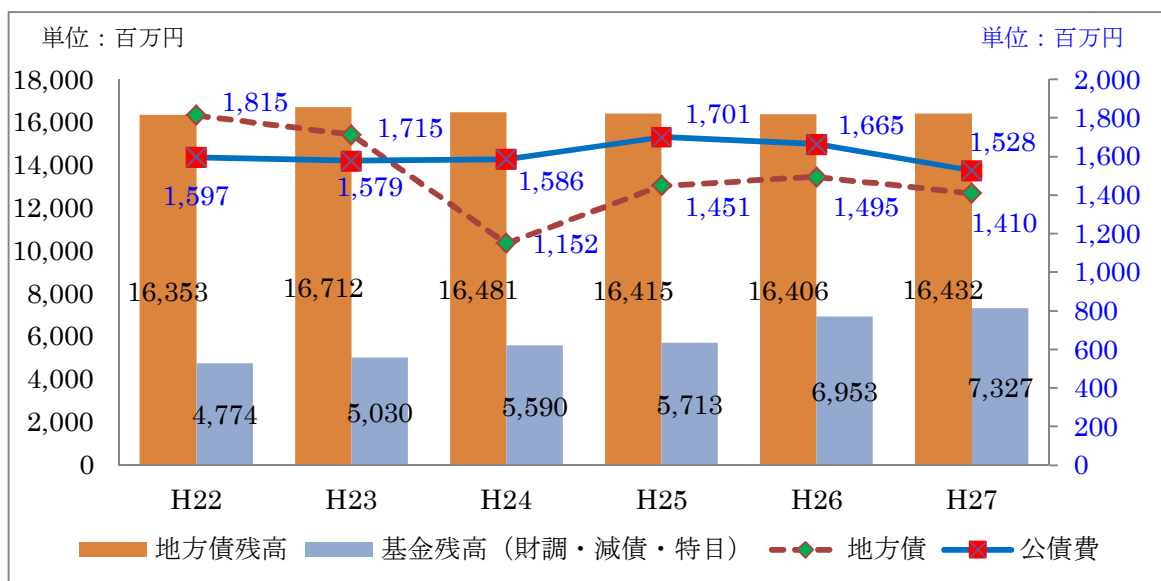
## (2) 歳出の状況（性質別分類）

歳出総額は、次のグラフのとおり、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費の増加が著しい状況です。特に扶助費については、毎年6%前後の大きな伸びで推移しています。



## (3) 地方債残高と基金の状況

地方債については、臨時財政対策債(※7)を含む年間の借り入れ総額を15億円以内とすることを目標としてきました。また、ここ数年は、マイナス金利政策等の影響もあり、低金利で借り入れることが出来ています。そのため、次のグラフのとおり、地方債残高はほぼ変わらない状況で推移しており、法人市民税の税収が増えていることから、基金残高が増加しています。



※7) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足しているため、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で100%措置される。

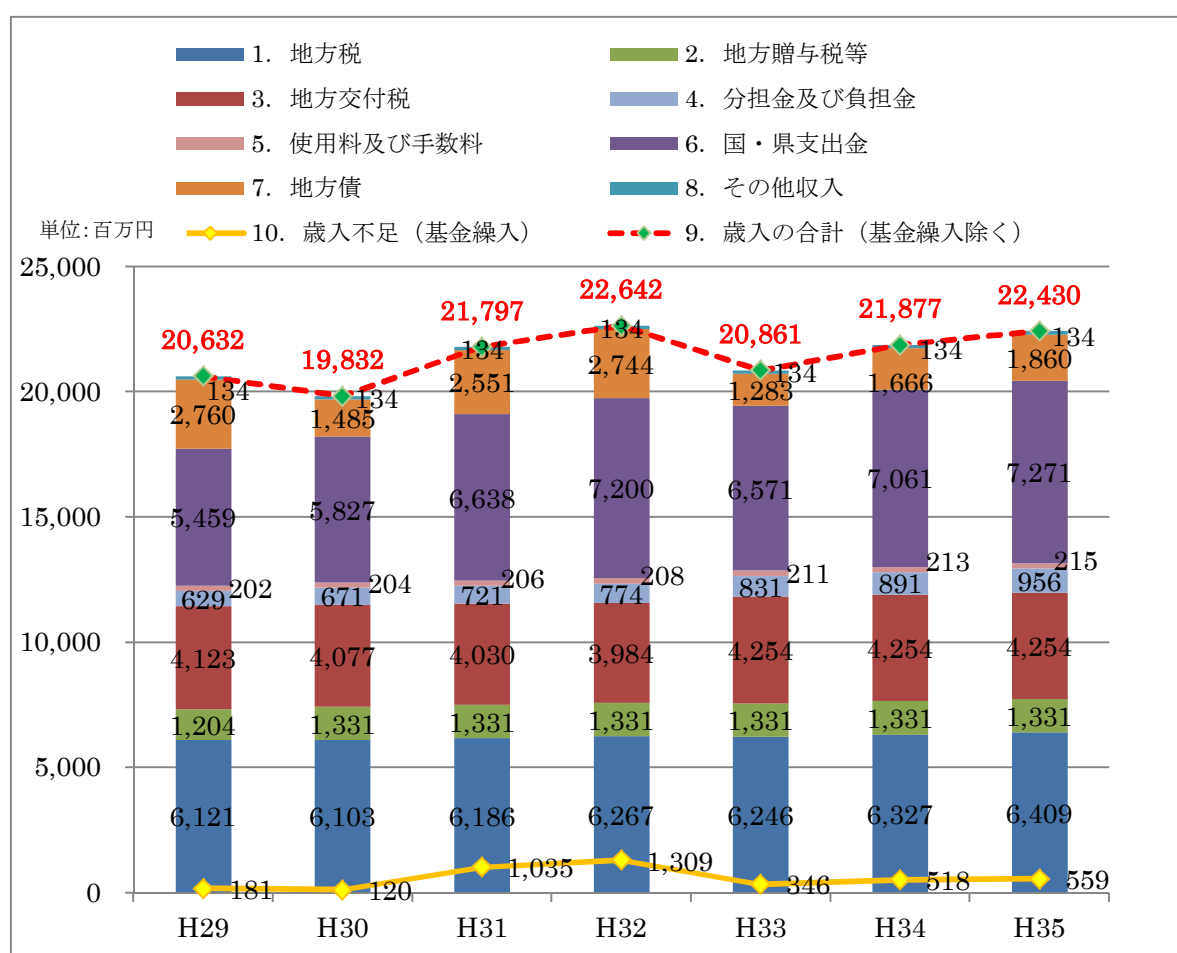


### 3. 市の財政状況の見通し

#### (1) 歳入の見通し（合志市財政計画H28～H35より）

合志市総合計画第2次基本構想期間の平成28年度から平成35年度までの歳入については、平成28年度から合併算定替（※8）による地方交付税（以下、「交付税」という。）の縮減が始まり、平成33年度の一本算定に向かって5年間で段階的に減額が行われます。

合併算定替と一本算定の差額については、平成28年度の交付税算定で約3億2千万円と見込まれ、平成28年度はその1割が削減される見込みです。平成29年度は3割、平成30年度は5割、平成31年度は7割、平成32年度は9割が削減され、平成33年度は一本算定となります。ただし、一本算定による交付税は縮減されますが、人口増による算定増額も見込まれますので、総額では横ばいで推移する見通しです。また、大規模事業（小中学校建設等）の計画があるため、市債（地方債）の増加を見込んでいます。



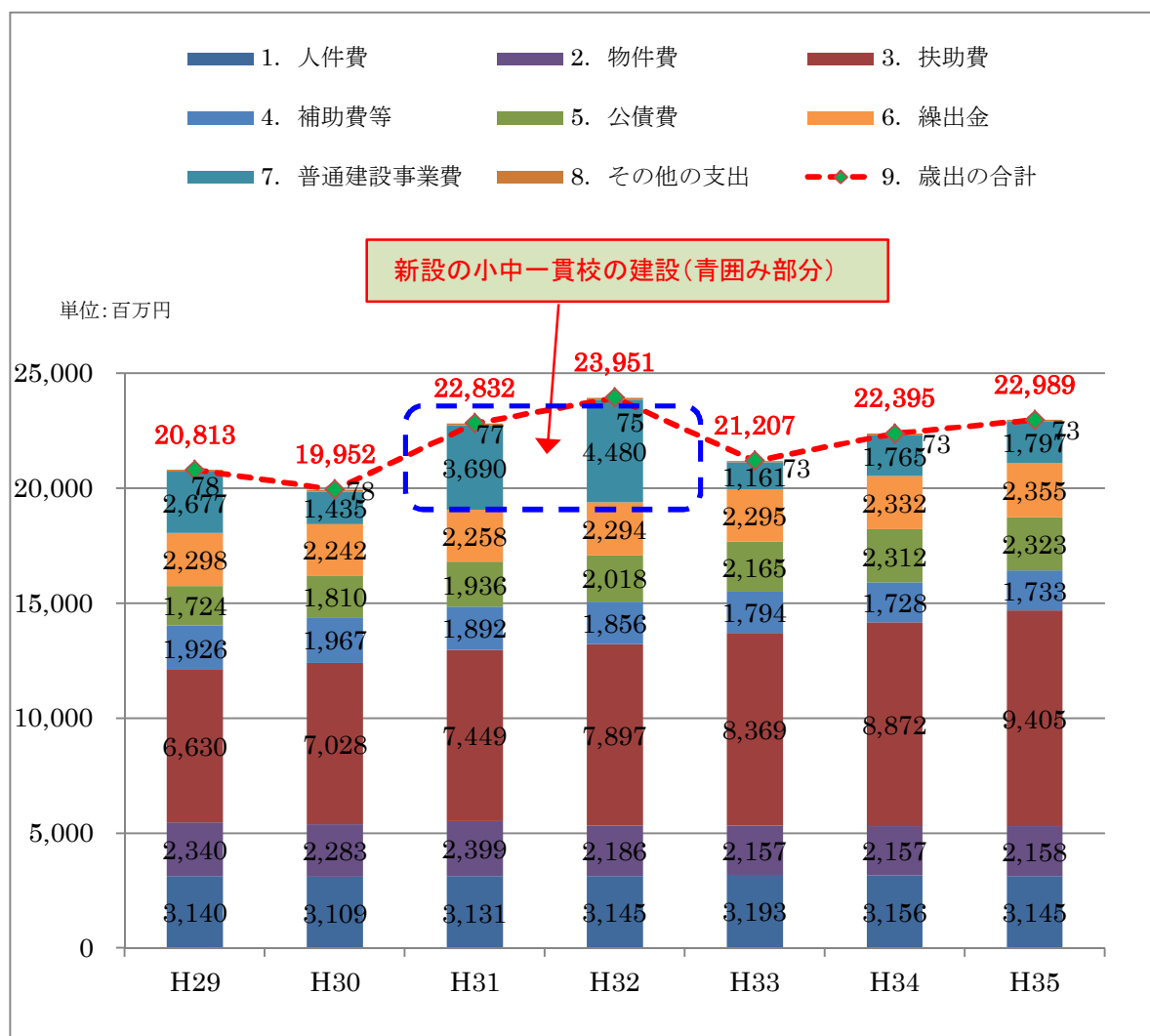
（※上記には、平成28年4月熊本地震の影響は加味されていません。）

※8） 合併算定替とは

地方交付税（うち普通交付税）は、地方公共団体ごとに基準となる財政の需要額と収入額を計算し、需要額が収入額を上回る額に応じて配分される。市町村合併が行われた場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるので、一般的には需要額が減少し、交付税額も減少する。しかし、合併による経費の節約は合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併後15ヶ年度間は別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下回らないように配慮される。最初の10ヶ年度は合併関係市町村がなお存続するものとして全額が保障されるが、11年度目以降はその額を縮減させていくこととされている。

(2) 歳出の見通し（合志市財政計画H28～H35より）

次のグラフのとおり、歳出については、小中学校建設等による大規模事業に伴い、普通建設事業費の一時的な伸びと市債償還である公債費の伸びが見込まれます。また、人口増と高齢化に伴い扶助費の大きな伸びが見込まれるため、財政計画上は、各年度における大規模事業以外の普通建設事業費、物件費等、繰出金を、2%から4.5%圧縮する計画となっています。



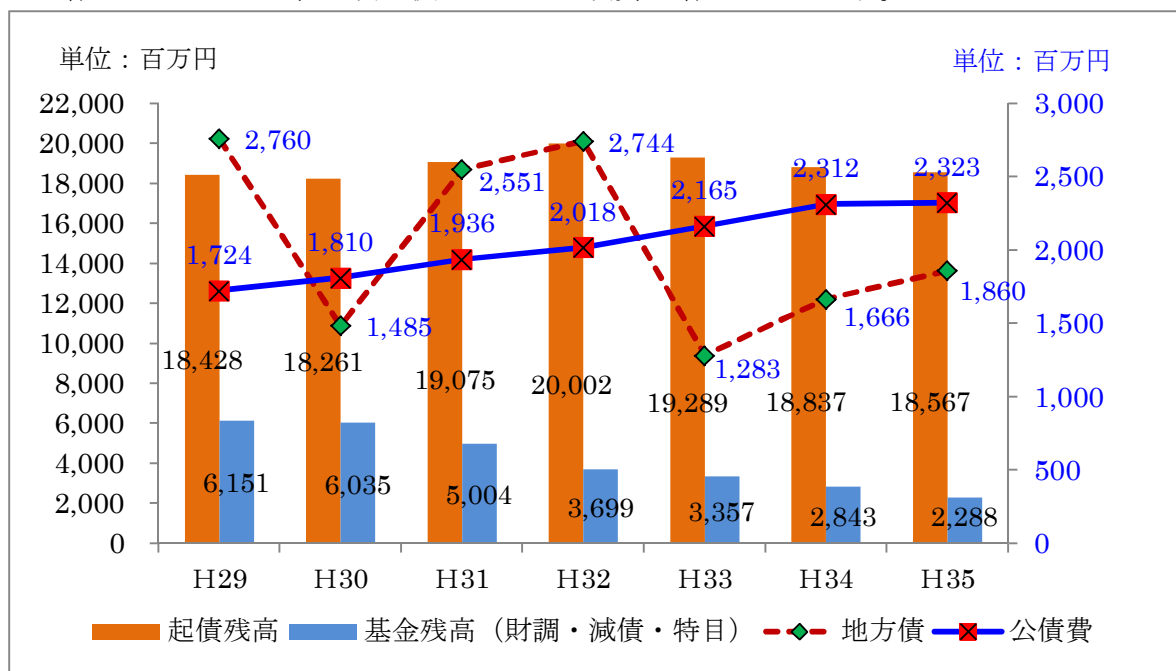
(※上記には、平成28年4月熊本地震の影響は加味されていません。)

(3) 地方債残高と基金の見通し（合志市財政計画H28～H35より）

地方債残高と基金の見通しをグラフ化すると次のようになります。平成29年度から平成35年度にかけて小中一貫校新設事業、合生住宅（公営住宅）建替事業、及び黒石市民センター建替事業が計画されており、平成33年度からは、御代志地区土地区画整理事業の工事に着手することが計画されています。

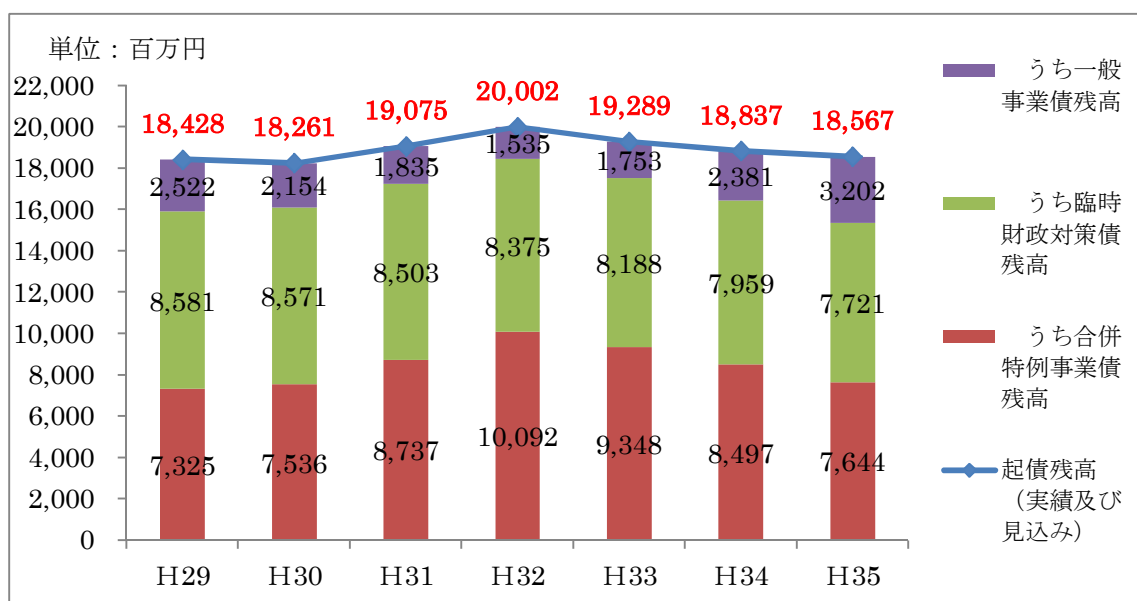
そのため、今後数年間は、事業費捻出のための地方債の借入れと、基金の取崩しが予

定されています。これまでは、臨時財政対策債を含む年間の地方債借入れ総額を15億円以内とすることを目標としてきましたが、今後は実現できない状況です。また、借入れが増えることにより、起債の償還となる公債費が増えていきます。



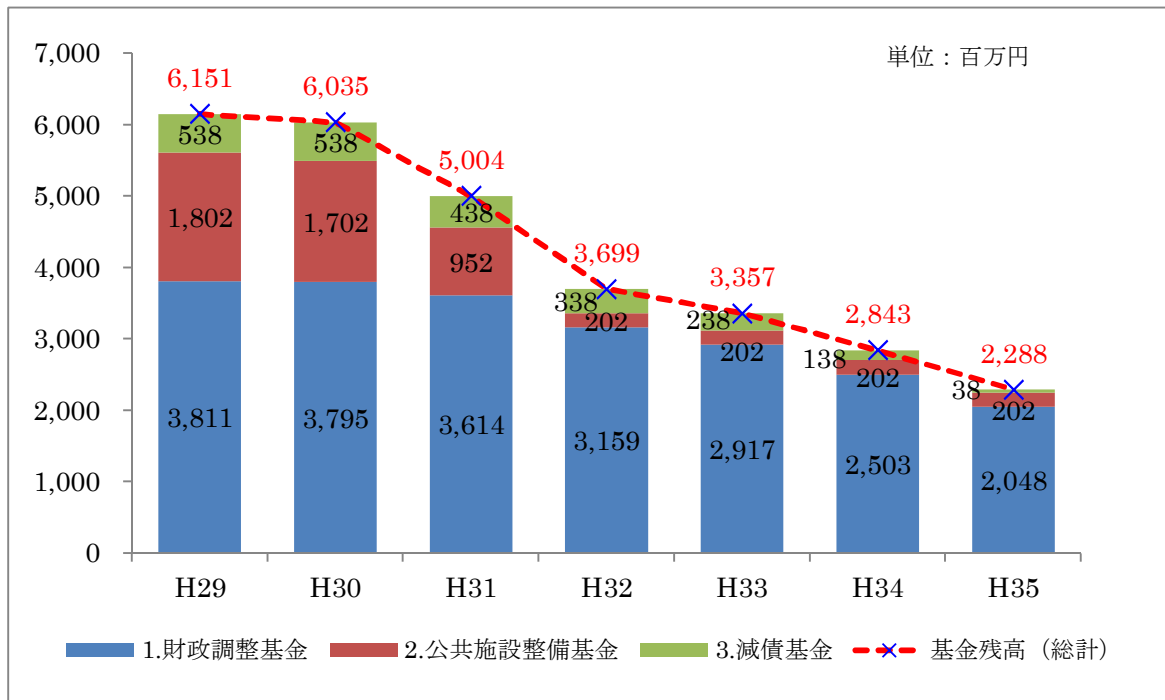
#### (4) 地方債残高の内訳と見通し (合志市財政計画H28～H35より)

地方債残高の内訳をグラフ化すると次のようになります。合併特例債の借入れができるのは合併後15年間となっているため、平成32年度の借入れが最後となり、その後は減少していきます。合併特例債は元利償還金の7割が交付税で措置されますので、実質的な市の負担はそのうち3割となります。臨時財政対策債は、国が交付税の財源不足を地方に借入れさせる制度ですが、元利償還金は100%地方交付税で措置されることとなっています。



(5) 基金残高の見通しとその内訳（合志市財政計画H28～H35より）

今後数年間は、大規模事業の実施により財源が不足するため、基金の取崩しが予定されることは先に述べたところですが、基金の内訳は次のグラフのとおり、財政調整基金残高を平成35年度に20億円以上を確保する計画としています。20億円以上を確保する理由は、標準財政規模の10%を確保し12億円、税還付等の不測の事態に備え8億円を確保するとしています。



(6) 将来の歳入見通し（H36～H59）

将来の歳入見通しは、非常に厳しい状況にあると言えます。先に述べたとおり、市の歳入は、依存財源が約6割・自主財源が約4割の構図である以上、国の支援に左右されます。将来的には、市の歳入の多くを占める交付税は、縮小されていくことが予想されます。理由は3つあります。1つ目が、国の膨れ上がった債務を減らす必要があること。2つ目が、日本の人口減少により、納税者も減っていくこと。

3つ目が、交付税の中で自由に使える部分が減っていくことです。国も財源不足ですが、地方への支援も続ける必要があるため、地方へ支援する交付税の総額を確保する努力をしています。しかし、その総額を確保できないため、代替手段として臨時財政対策債（※7）が始まりました。これは、地方に起債借入れ（借金）をさせた後、償還時に財政支援をすることになっていますので、仮に、国が交付税総額を、将来も今と同じ額を確保することができたとしても、臨時財政対策債という制度が続く以上、全国の自治体が、毎年借入れを行い、臨時財政対策債の累積額が増え続け、起債償還時の支援として交付される割合が年々増加します。そのため、将来にわたって交付税の総額が減らなかったとしても、自由に使える部分が減っていくことになります。

※7）13ページの注釈を参照。

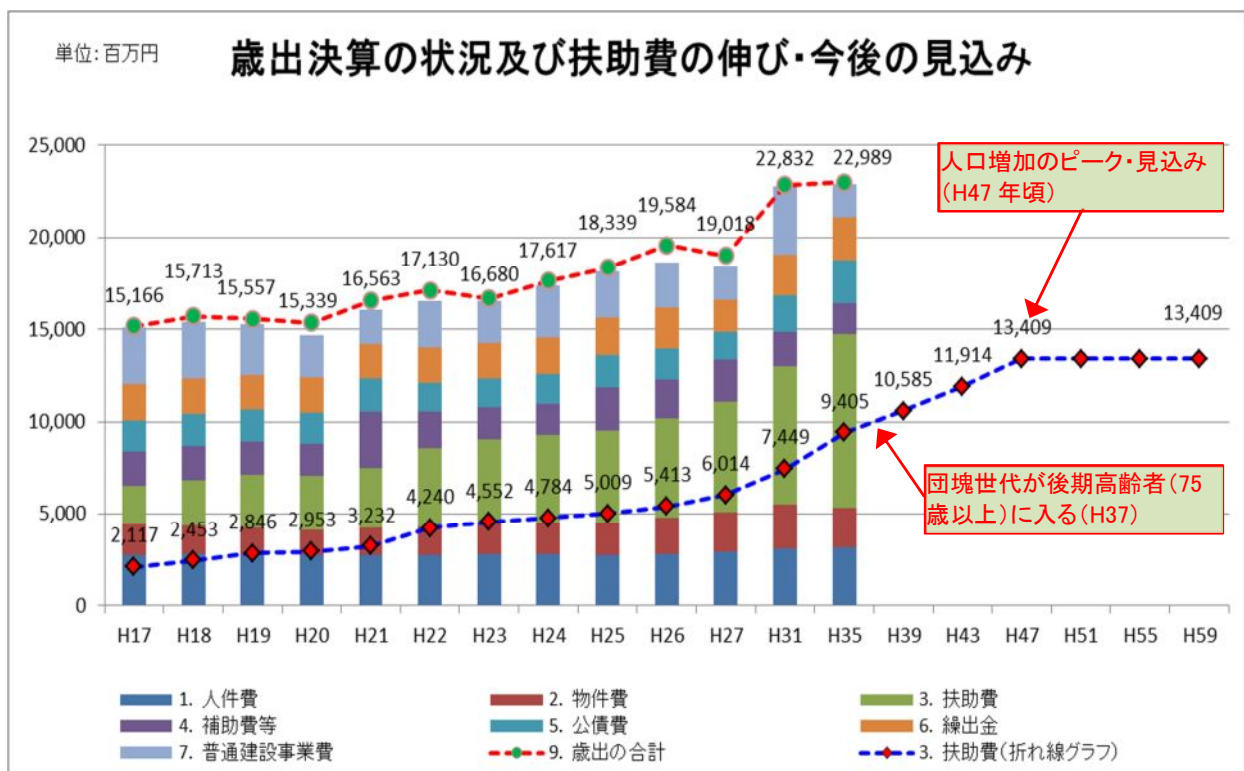
### (7) 将来の歳出見通し（H36～H59）

将来の歳出の見通しとしては、今後も福祉や医療などの経費である扶助費の増加が、市の財政を圧迫すると見込まれます。市の人口が今後も伸びる以上、高齢化の進行と子育て世代の増加が同時進行していきます。

次のグラフのとおり、扶助費は、平成17年度の合併から10年間、毎年平均6%の伸びとなっています。合併した平成17年度決算で扶助費は21億円でしたが、平成27年度決算で60億円となり、現在の財政計画に沿って進行している第2次基本構想最終年度の平成35年度決算では、94億円と見込んでいます。

このまま扶助費の増加が続くと、他の支出まで圧迫し、予算が組めなくなることが予測されるため、平成36年度以降の扶助費の伸びを、受益者への一部負担の増などにより、6%から3%程度に抑えることができたとしても、人口のピークである平成47年度決算では134億円まで増加する計算となります。

このように、将来の歳入・歳出についての明るい要素が少ない中、次の章以降で明らかにする公共施設等の更新等に必要な財源を確保することが、非常にきびしくなってくると言わざるを得ない状況です。



- ・平成17年度から平成27年度までは決算の状況（扶助費は決算で毎年約6%伸びた）
- ・平成28年度から平成35年度は現在の第2次基本構想財政計画（扶助費は毎年6%の伸びを見込む）
- ・平成36年度から人口増のピークである平成47年までは（扶助費の伸びを仮に3%に抑えた状況）
- ・平成47年以降は、人口の伸びが頭打ちになる見込みのため、扶助費の伸びは0とした。

## 第4章 市有施設等の現況

### 1. 施設の用途別保有の状況

主な市有施設等の用途別の状況は次のとおりとなっています。

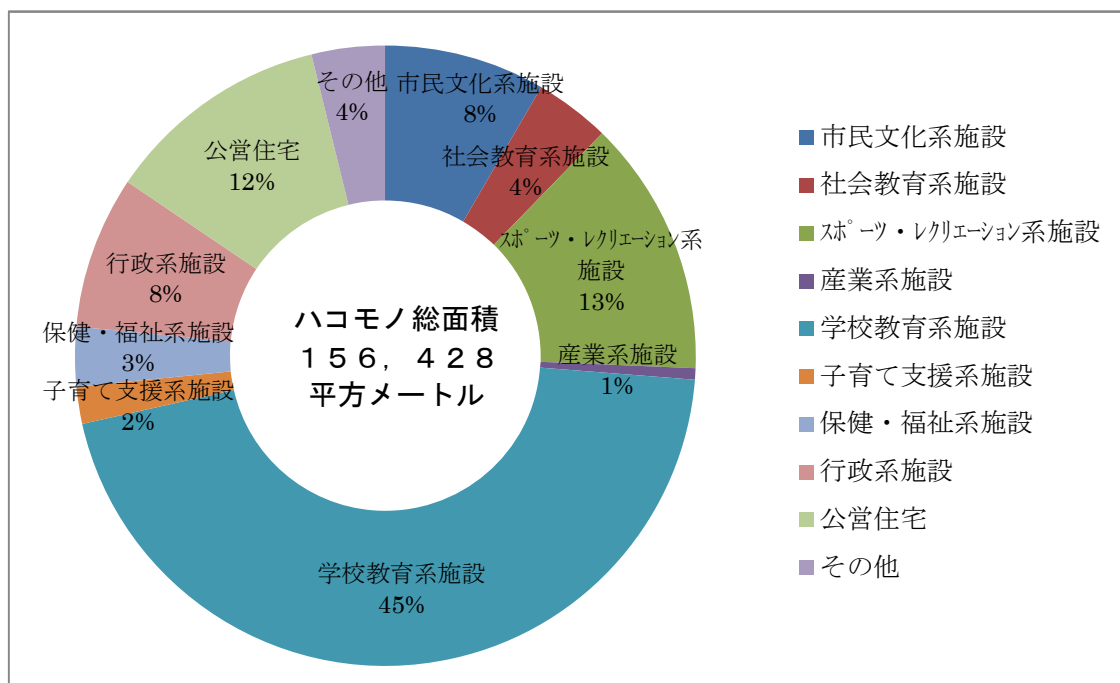
学校教育系施設が45%を占め、スポーツ・レクリエーション系施設が13%、市民文化系施設が8%、公営住宅が12%となっています。

|     | 大分類              | 延床面積(㎡) | 割合     |
|-----|------------------|---------|--------|
| 1   | 市民文化系施設          | 13,118  | 8%     |
| 2   | 社会教育系施設          | 6,115   | 4%     |
| 3   | スポーツ・レクリエーション系施設 | 20,866  | 13%    |
| 4   | 産業系施設            | 926     | 1%     |
| 5   | 学校教育系施設          | 70,781  | 45%    |
| 6   | 子育て支援系施設         | 2,993   | 2%     |
| 7   | 保健・福祉系施設         | 4,861   | 3%     |
| 8   | 行政系施設            | 12,425  | 8%     |
| 9   | 公営住宅             | 18,351  | 12%    |
| 10  | その他              | 5,991   | 4%     |
| 合 計 |                  | 156,428 | 100.0% |

※ 上表には、企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の施設は含まれていません。

※ また、建設時の補助金・交付金等に係る事情により、市で建設し、建設後の所有も市となっていますが、使用している各団体が事実上の管理運営を行っている（将来は譲渡予定）施設が次のとおりありますが、上表の数値には含まれていません。

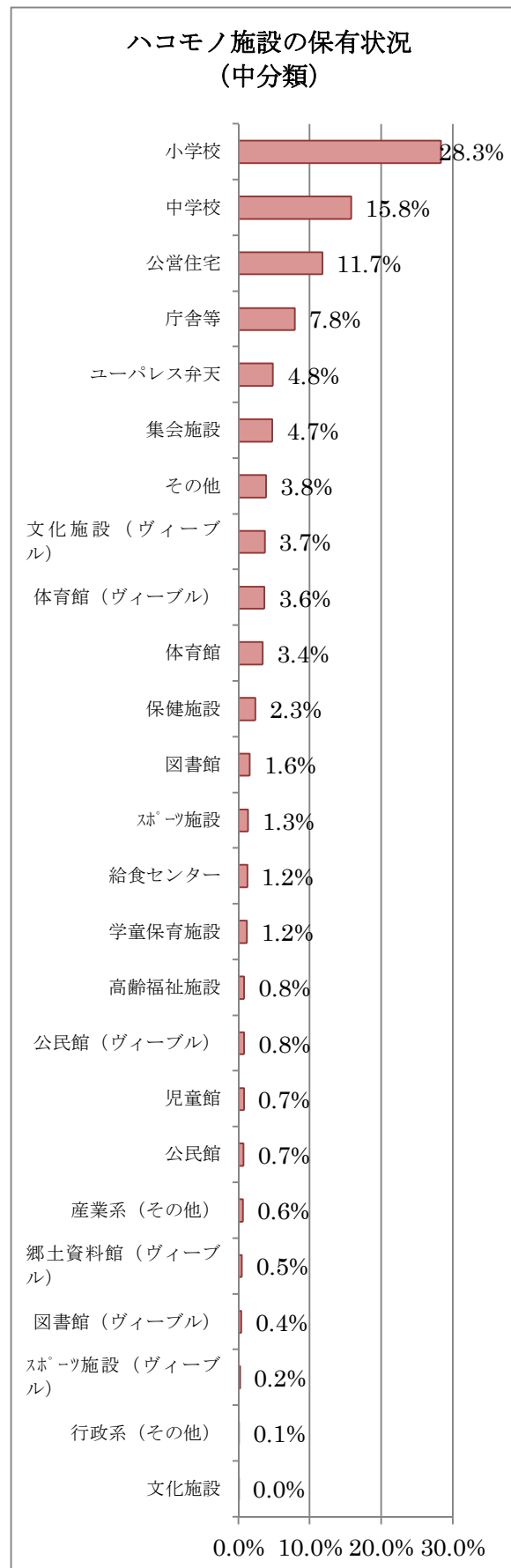
- ・コミュニティ（自治公民館的）施設が4箇所（951㎡）
- ・農業などの産業用施設（堆肥施設、共同倉庫・作業所など）が28箇所（25,829㎡）





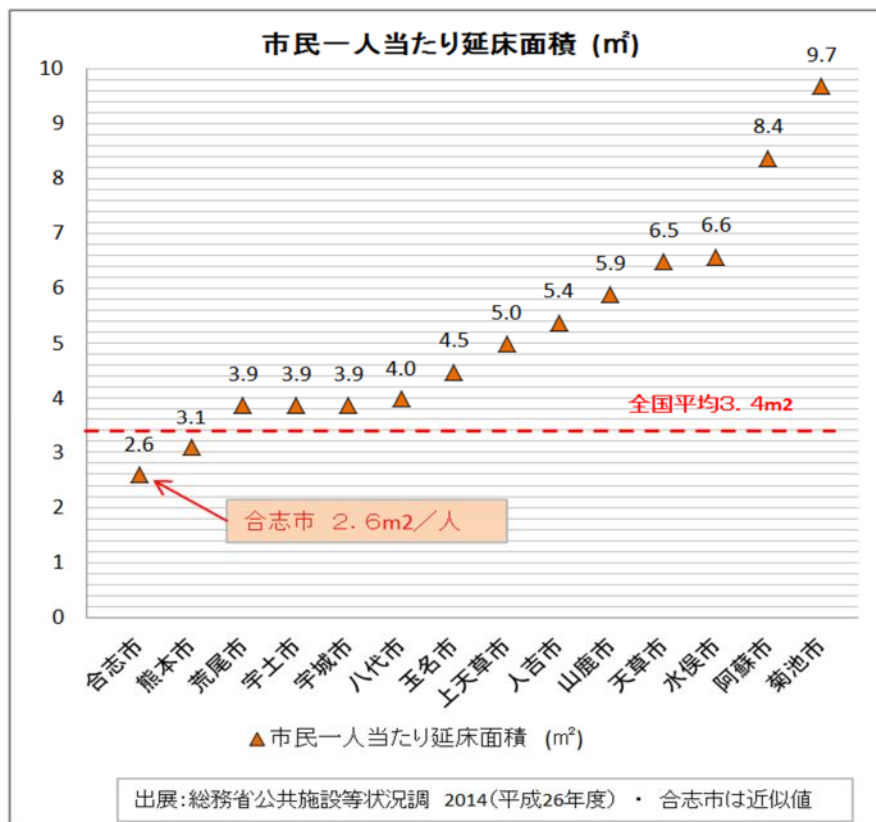
# ハコモノ施設の保有状況（中分類）

|     | 大分類              | 中分類           | 延床面積<br>(㎡) | 割合    |
|-----|------------------|---------------|-------------|-------|
| 1   | 市民文化系施設          | 文化施設(ヴィーブル)   | 5,720       | 3.7%  |
| 2   |                  | 文化施設          | 50          | 0.03% |
| 3   |                  | 集会施設          | 7,349       | 4.7%  |
| 4   | 社会教育系施設          | 公民館(ヴィーブル)    | 1,179       | 0.8%  |
| 5   |                  | 公民館           | 1,127       | 0.7%  |
| 6   |                  | 図書館(ヴィーブル)    | 560         | 0.4%  |
| 7   |                  | 図書館           | 2,471       | 1.6%  |
| 8   |                  | 郷土資料館(ヴィーブル)  | 778         | 0.5%  |
| 9   | スポーツ・レクリエーション系施設 | 体育館(ヴィーブル)    | 5,615       | 3.6%  |
| 10  |                  | 体育館           | 5,343       | 3.4%  |
| 11  |                  | スポーツ施設(ヴィーブル) | 288         | 0.2%  |
| 12  |                  | スポーツ施設        | 2,063       | 1.3%  |
| 13  |                  | ユースセンター       | 7,557       | 4.8%  |
| 14  | 産業系施設            | 産業系(その他)      | 926         | 0.6%  |
| 15  | 学校教育系施設          | 小学校           | 44,240      | 28.3% |
| 16  |                  | 中学校           | 24,644      | 15.8% |
| 17  |                  | 給食センター        | 1,896       | 1.2%  |
| 18  | 子育て支援系施設         | 児童館           | 1,162       | 0.7%  |
| 19  |                  | 学童保育施設        | 1,831       | 1.2%  |
| 20  | 保健・福祉系施設         | 保健施設          | 3,663       | 2.3%  |
| 21  |                  | 高齢福祉施設        | 1,198       | 0.8%  |
| 22  | 行政系施設            | 庁舎等           | 12,270      | 7.8%  |
| 23  |                  | 行政系(その他)      | 155         | 0.1%  |
| 24  | 公営住宅             | 公営住宅          | 18,351      | 11.7% |
| 25  | その他              | その他           | 5,991       | 3.8%  |
| 合 計 |                  |               | 156,428     | 100%  |



## 2. 市民一人当たりの施設の保有状況

市民一人当たりの延床面積は2.6㎡となっており、全国平均3.4㎡を下回っています。また、県内の他市と比較すると次のようになっています。

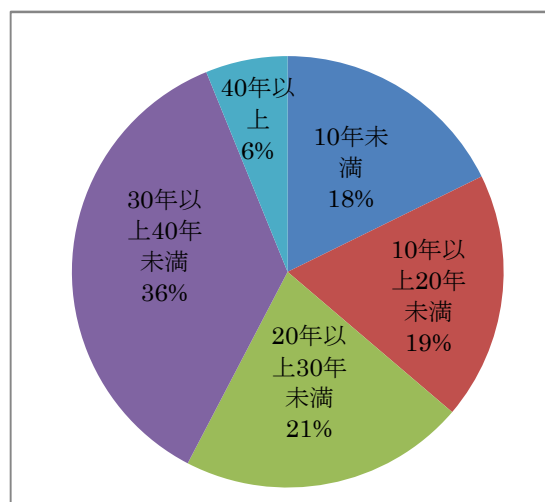


## 3. 築年別の整備状況

主な市有施設等における築年別の延床面積は次のとおりとなっています。築40年以上となっているのは、西合志中央小学校の一部と西合志南小学校の一部及び公営住宅の一部などです。

ハコモノ施設の保有状況（築年別延床面積）

| 建築後年数      | 延床面積 (㎡) | 割合   |
|------------|----------|------|
| 10年未満      | 27,725   | 18%  |
| 10年以上20年未満 | 28,972   | 19%  |
| 20年以上30年未満 | 33,480   | 21%  |
| 30年以上40年未満 | 56,640   | 36%  |
| 40年以上      | 9,611    | 6%   |
| 合 計        | 156,428  | 100% |



#### 4. インフラ施設の状況

※平成28年3月末時点

##### (1) 道路（市道）

|         |            |                                |
|---------|------------|--------------------------------|
| 一般道路    | 実延長        | 4 2 0, 9 4 1 m                 |
|         | 道路面積（道路部）  | 2, 4 9 4, 1 1 1 m <sup>2</sup> |
| 自転車歩行者道 | 実延長        | 7 4 4 m                        |
|         | 道路面積（有効幅員） | 2, 6 8 4 m <sup>2</sup>        |

##### (2) 橋りょう（市道）

|      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 橋りょう | 箇所数    | 7 1 ヶ所                  |
|      | 実延長    | 6 9 1 m                 |
|      | 橋りょう面積 | 4, 0 2 4 m <sup>2</sup> |

##### (3) 水道（企業会計）

|              |          |                |
|--------------|----------|----------------|
| 上水道<br>工業用水道 | 総延長      | 3 2 8, 7 2 3 m |
|              | うち導水管延長  | 1 1, 4 8 0 m   |
|              | うち送水管延長  | 8 0 m          |
|              | うち配水管延長  | 3 1 7, 1 6 3 m |
|              | 配水池（箇所数） | 1 5 箇所         |

##### (4) 下水道（企業会計）

|                 |           |                |
|-----------------|-----------|----------------|
| 公共下水道<br>農業集落排水 | 管路延長      | 3 2 2, 6 9 7 m |
|                 | 汚水処理場（※9） | 4 箇所           |
|                 | 中継ポンプ場    | 6 箇所           |
|                 | マンホールポンプ場 | 5 6 箇所         |

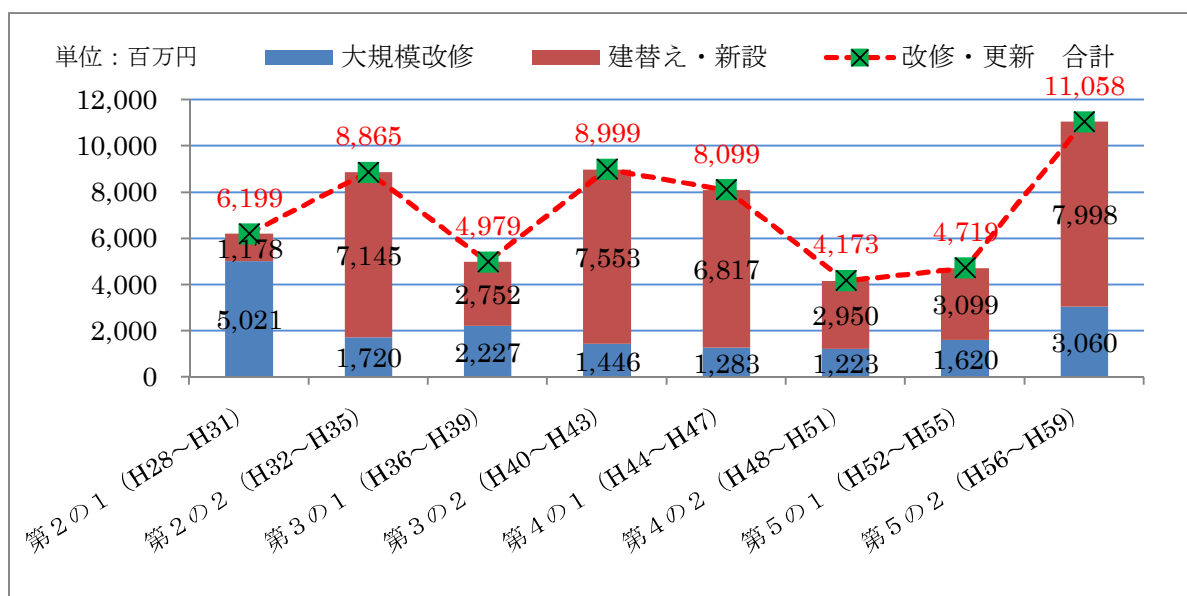
※9) 公共下水道の汚水処理場 2 箇所及び農業集落排水の汚水処理場 2 箇所の計 4 箇所。うち 1 箇所の須屋浄化センターについては、平成28年3月31日をもって熊本市他 2 市町共同で汚水処理を行う熊本北部流域下水道に接続し、処理場としての機能を廃止し、現在、施設廃止後の処理を行っています。

## 第5章 市有施設等の更新費用の見通し

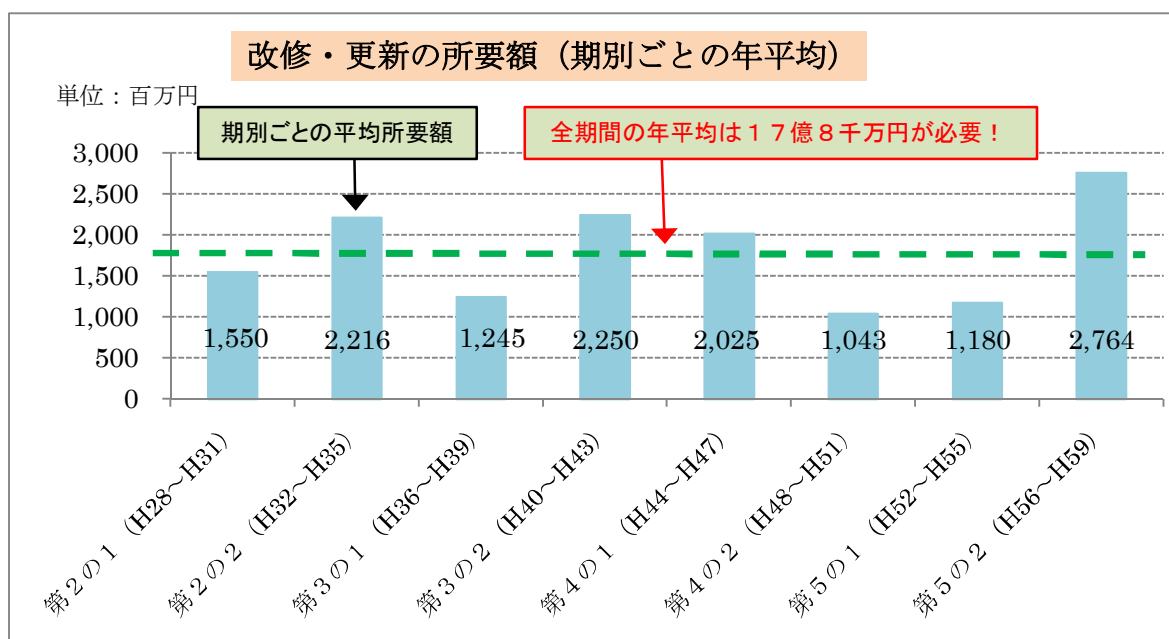
### 1. ハコモノ施設の将来更新費用（試算結果・全体）

将来廃止が決まっている施設を除き、適正な時期に大規模改修等を実施し、一般的な耐用年数を経過した後に、現状規模のまま更新（建替え）を行ったと仮定し試算した結果、今後32年間で570億円かかることが分かりました。年平均に換算すると、17億8千万円になります。

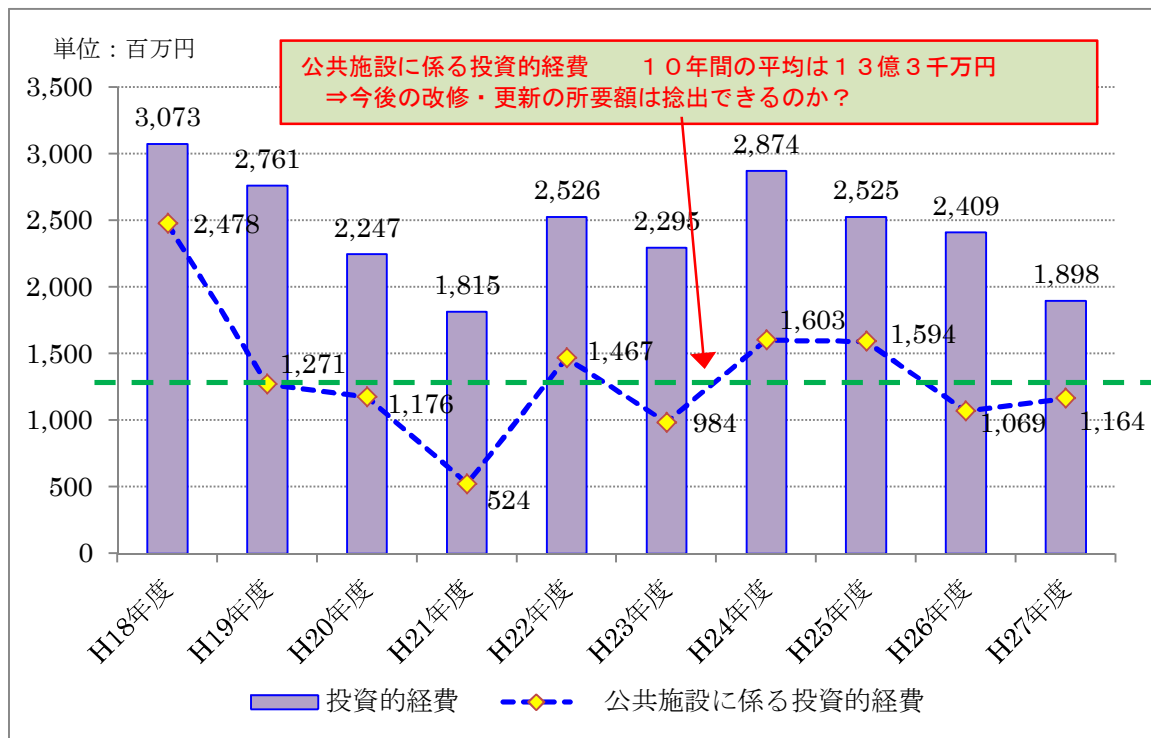
本市では「合志市総合計画」を8年ごとに策定し、4年ごとの基本計画内において必要な財政計画を見直しながら行政経営を行っていますので、これに合わせ、4年ごとに必要な改修・更新費用を試算した結果、次のグラフになりました。



また、上のグラフで示した4年ごとに必要な改修・更新費用を年平均の所要額にすると、次のグラフのようになりました。



一方、過去10年間の投資的経費の総額と公共施設に係る投資的経費は、次のグラフのとおりです。今後、必要と見込まれる更新に係る経費は、ここ10年の公共施設における投資的経費平均を大きく上回っています。



## 2. ハコモノ施設の将来更新費用（試算結果・詳細）

次の表は、1.のグラフで示した合志市総合計画の「基本構想」策定サイクルである8年ごとに、あくまで耐用年数から更新時期を割り出し、33ページに示す「4.改修・更新費用の試算根拠」の考え方に基づいて費用をシミュレーションした結果です。なお、必ずしもこの時期に大規模改修や更新を行わなければならないということではありません。

### ① 第2次基本構想期間（H28～H35）

| 耐用年数 RC50年(木造30年) |    |      |       |   | 大規模改修(千円) | 建替え・新設(千円) | 改修・更新 合計(千円) | 年平均(千円)   |
|-------------------|----|------|-------|---|-----------|------------|--------------|-----------|
| 第2次基本構想           | 1期 | 2016 | 平成28年 | 1 | 5,020,794 | 1,178,168  | 6,198,962    | 1,549,741 |
|                   |    | 2017 | 平成29年 | 2 |           |            |              |           |
|                   |    | 2018 | 平成30年 | 3 |           |            |              |           |
|                   |    | 2019 | 平成31年 | 4 |           |            |              |           |
|                   | 2期 | 2020 | 平成32年 | 5 | 1,719,612 | 7,145,304  | 8,864,916    | 2,216,229 |
|                   |    | 2021 | 平成33年 | 6 |           |            |              |           |
|                   |    | 2022 | 平成34年 | 7 |           |            |              |           |
|                   |    | 2023 | 平成35年 | 8 |           |            |              |           |

・上の表期間における主要な更新施設（※築年数は平成28年度時点）

【大規模改修】合志市役所西合志庁舎（築34年）、合志市役所合志庁舎（築26年）、合生文化会館（築33年）、人権ふれあいセンター（築34年）、御代志市民センター（築29年）、ホビーセンター（築29年）、総合センターヴィーブル（築21年）、西合志図書館（築21年）、西合志郷土資料館（築21年）、泉ヶ丘市民センター（築19年）、市総合運動公園内各施設（築36年）、市武道館（築31年）、泉ヶ丘体育館（築31年）、黒石市

民センター体育館（築23年）、妙泉寺体育館（築19年）、合志中央団地集会所（木造・築11年）、市農業総合センター（築30年）、西合志第一小学校の給食室棟No5-1・管理高学年棟No10・管理高学年棟No12（築24年～38年）、西合志南小学校の管理及び教室棟No11ほか（築24年）、西合志東小学校の管理及び教室棟No8-2ほか（築23年）、南ヶ丘小学校の教室棟No5-3（築24年）、西合志南中学校の教室棟No11-1～No11-3・技術教室棟No7-2ほか（築32年～築22年）、合志中学校の普通教室棟No4-1・教室棟No12・管理棟No9-1ほか（築38年～築27年）、東児童館（築30年）、サンヒマワリあいおい（築17年）、西合志南小学校学童保育施設（木造・築14年）、他にも小規模な施設多数あり。

【建替え・新設】黒石市民センター本館（築43年）、三つの木の家（木造・築27年）、西合志中央小学校の管理教室棟No1（築46年）、南ヶ丘小学校の第1学童保育施設（木造・築23年）、他にも小規模な施設あり。

## ② 第3次基本構想期間（H36～H43）

| 耐用年数 RC50年(木造30年) |    |      |       |    | 大規模改修(千円) | 建替え・新設(千円) | 改修・更新 合計(千円) | 年平均(千円)   |
|-------------------|----|------|-------|----|-----------|------------|--------------|-----------|
| 第3次基本構想           | 1期 | 2024 | 平成36年 | 9  | 2,226,742 | 2,751,954  | 4,978,696    | 1,244,674 |
|                   |    | 2025 | 平成37年 | 10 |           |            |              |           |
|                   |    | 2026 | 平成38年 | 11 |           |            |              |           |
|                   |    | 2027 | 平成39年 | 12 |           |            |              |           |
|                   | 2期 | 2028 | 平成40年 | 13 | 1,445,629 | 7,553,050  | 8,998,679    | 2,249,670 |
|                   |    | 2029 | 平成41年 | 14 |           |            |              |           |
|                   |    | 2030 | 平成42年 | 15 |           |            |              |           |
|                   |    | 2031 | 平成43年 | 16 |           |            |              |           |

・上の表期間における主要な更新施設（※築年数は平成28年度時点。今から8年後～16年後の期間）

【大規模改修】須屋市民センター本館・体育館（築12年）、ユーパレス弁天本体・物産館（築15年）、南原住宅集会室（木造・築8年）、西合志第一小学校の管理高学年棟No1-2・給食室棟No5-2、No5-3（築17年）、西合志中央小学校の低学年特別教室棟廊下増築分No2-3・管理教室棟No1-2・管理教室棟No1-3（築11年）、西合志東小学校の管理及び教室棟No8-3・管理及び教室棟No8-4・給食室棟No3-2（築14年～15年）、合志小学校全体（築10年）、西合志南中学校の管理及び教室棟No1-3・同No1-4、道No1-5ほか（築12年～14年）、学童保育施設7箇所（木造）、福祉センター「みどり館」（築14年）、保健福祉センター「ふれあい館」（築14年）、合志中央団地（築11年）他

【建替え・新設】市総合運動公園各施設（築36年）、西合志第一小学校（管理、高学年棟No1-1、屋内運動場No6、給食室棟No5-1、低学年棟No3、プレイルームNo2、ほか・築37年～38年）、西合志中央小学校（低学年・特別教室棟No2-1、低学年・特別教室棟No2-2、屋内運動場No4-1ほか・築37年～38年）、西合志南小学校（低学年棟No2、低学年棟No3、低学年棟No4、管理及び教室棟No1-1、特別教室及び教室棟No1-2、屋内運動場No6ほか・築38年～40年）、合志南小学校（教室棟No1～No5まで、屋内運動場No6ほか・築35年～38年）、西合志南中学校（管理及び教室棟No1、特別教室棟No2、給食室棟No4-1、技術教室棟No7-1ほか・築35年～36年）、合志中学校（普通教室棟No1～No4まで、屋内運動場No7、管理棟No9ほか・築35年～39年）、栄住宅（築46年～47年）、西沖住宅（44年～45年）、他



③ 第4次基本構想期間（H44～H51）

| 耐用年数 RC50年(木造30年) |    |      |       |    | 大規模改修(千円) | 建替え・新設(千円) | 改修・更新 合計(千円) | 年平均(千円)   |
|-------------------|----|------|-------|----|-----------|------------|--------------|-----------|
| 第4次基本構想           | 1期 | 2032 | 平成44年 | 17 | 1,282,626 | 6,816,842  | 8,099,468    | 2,024,867 |
|                   |    | 2033 | 平成45年 | 18 |           |            |              |           |
|                   |    | 2034 | 平成46年 | 19 |           |            |              |           |
|                   |    | 2035 | 平成47年 | 20 |           |            |              |           |
|                   | 2期 | 2036 | 平成48年 | 21 | 1,222,872 | 2,949,652  | 4,172,524    | 1,043,131 |
|                   |    | 2037 | 平成49年 | 22 |           |            |              |           |
|                   |    | 2038 | 平成50年 | 23 |           |            |              |           |
|                   |    | 2039 | 平成51年 | 24 |           |            |              |           |

・上の表期間における主要な更新施設（※築年数は平成28年度時点。今から17年後～24年後の期間）

【大規模改修】西合志中央小学校、西合志南小学校・南ヶ丘小学校、合志南小学校、西合志中学校、西合志南中学校、学校給食センター、南原住宅ほか。※築2年～築9年まで。最近建てた施設がこの時期に更新を迎える。

【建替え・新設】西合志第一小学校（築37年～38年の7棟）、西合志中央小学校（築37年～38年の4棟）、西合志南小学校（築37年～築40年の8棟）、合志南小学校（築37年～38年の3棟）、合志中学校（築37年～39年の7棟）、合志南小学校第1学童保育施設（築21年）、南ヶ丘小学校市第1学童保育施設（築23年）ほか

④ 第5次基本構想期間（H52～H59）

| 耐用年数 RC50年(木造30年) |    |      |       |    | 大規模改修(千円) | 建替え・新設(千円) | 改修・更新 合計(千円) | 年平均(千円)   |
|-------------------|----|------|-------|----|-----------|------------|--------------|-----------|
| 第5次基本構想           | 1期 | 2040 | 平成52年 | 25 | 1,620,359 | 3,098,978  | 4,719,337    | 1,179,834 |
|                   |    | 2041 | 平成53年 | 26 |           |            |              |           |
|                   |    | 2042 | 平成54年 | 27 |           |            |              |           |
|                   |    | 2043 | 平成55年 | 28 |           |            |              |           |
|                   | 2期 | 2044 | 平成56年 | 29 | 3,060,000 | 7,997,591  | 11,057,591   | 2,764,398 |
|                   |    | 2045 | 平成57年 | 30 |           |            |              |           |
|                   |    | 2046 | 平成58年 | 31 |           |            |              |           |
|                   |    | 2047 | 平成59年 | 32 |           |            |              |           |

・上の表期間における主要な更新施設（※築年数は平成28年度時点。今から25年後～32年後の期間）

【大規模改修】西合志南小学校（平成27年度増築分）、西合志東小学校（平成26年度増築分）、南ヶ丘小学校（平成26年度増築分）、合志南小学校（平成27年度増築分）、西合志南中学校（平成26年度増築分）、合志中学校（平成26年度増築分）、合志市役所合志庁舎（平成29年度増築・防災センター部分）、野々島防災センター（平成29年度建替え分）、小中一貫校新設（平成32年度完成予定）。昨年度建てた施設から、これから5年以内に新設する予定の施設もこの時期には改修となる。

【建替え・新設】合志市役所西合志庁舎（築34年）、合生文化会館（築33年）、人権ふれあいセンター（築34年）、御代志市民センター（築29年）、ホビーセンター（築29年）、市総合運動公園内各施設（築36年）、市武道館（築31年）、泉ヶ丘体育館（築31年）、西合志体育館（築33年）、栄体育館（築30年）、市武道館（築32年）、市農業総合センター（築30年）、西合志第一小学校（築30年～35年の2棟）、西合志南小学校（築24年～33年の2棟）、西合志東小学校（築29年～33年の7棟）、南ヶ丘小学校（築29年～33年の7棟）、合志南小学校（築35年～36年の4棟）、西合志中学校（築35年の給食棟）、西合志南中学校（築29年～36年の6棟）、合志中学校（築30年～36年の5棟）、東児童館（築30年）、合志中央団地C棟・集会棟（木造・築

11年)、元気の森公園管理棟(築9年)、小学校学童保育施(5箇所)、他にも小規模な施設多数あり。

## ⑤ 参考(計画期間外)(H60以降の8年以内)

今回の計画期間は、平成59年度までの32年間としていますが、平成60年度以降に建替えを迎える施設の更新費用試算は、179億円と見込んでいます。

・⑤期間における主要な更新施設(※築年数は平成28年度時点。今から33年後～40年後の期間)

【大規模改修】現時点では不明

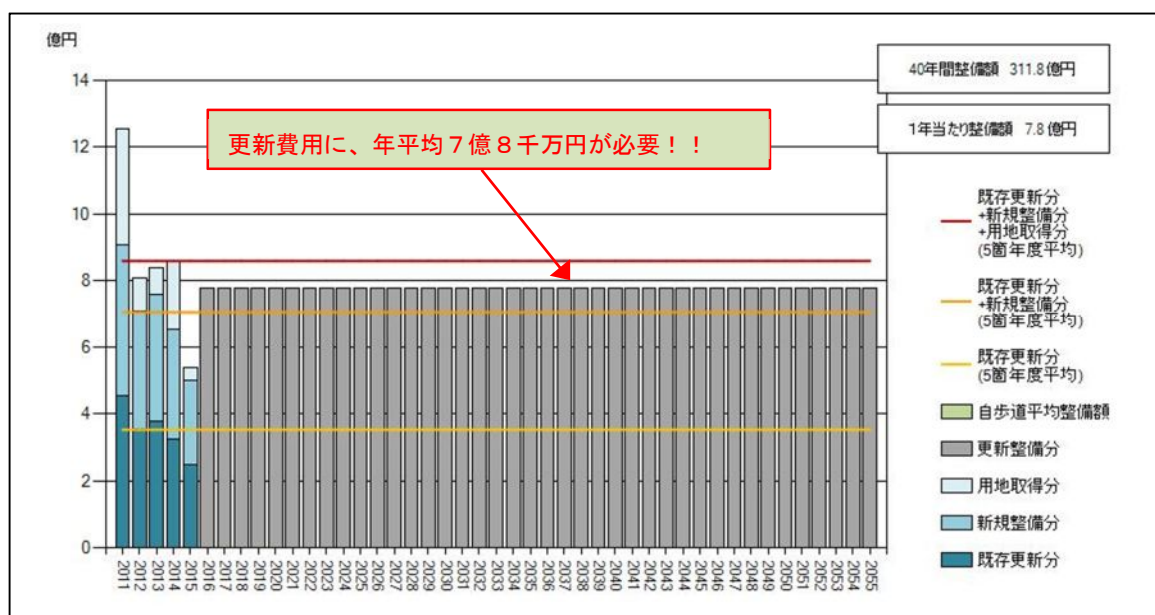
【建替え・新設】合志市役所合志庁舎(築26年)、市老人憩の家(築22年)、総合センターヴィーブル(築21年)、西合志図書館(築21年)、西合志郷土資料館(築21年)、合志小学校(築10年)の他、小中学校の一部建替が多数あり。

## 3. インフラ施設の更新費用の試算

### (1) 道路(市道)の更新費用の試算

|         |            |                                |
|---------|------------|--------------------------------|
| 一般道路    | 実延長        | 4 2 0, 9 4 1 m                 |
|         | 道路面積(道路部)  | 2, 4 9 4, 1 1 1 m <sup>2</sup> |
| 自転車歩行者道 | 実延長        | 7 4 4 m                        |
|         | 道路面積(有効幅員) | 2, 6 8 4 m <sup>2</sup>        |

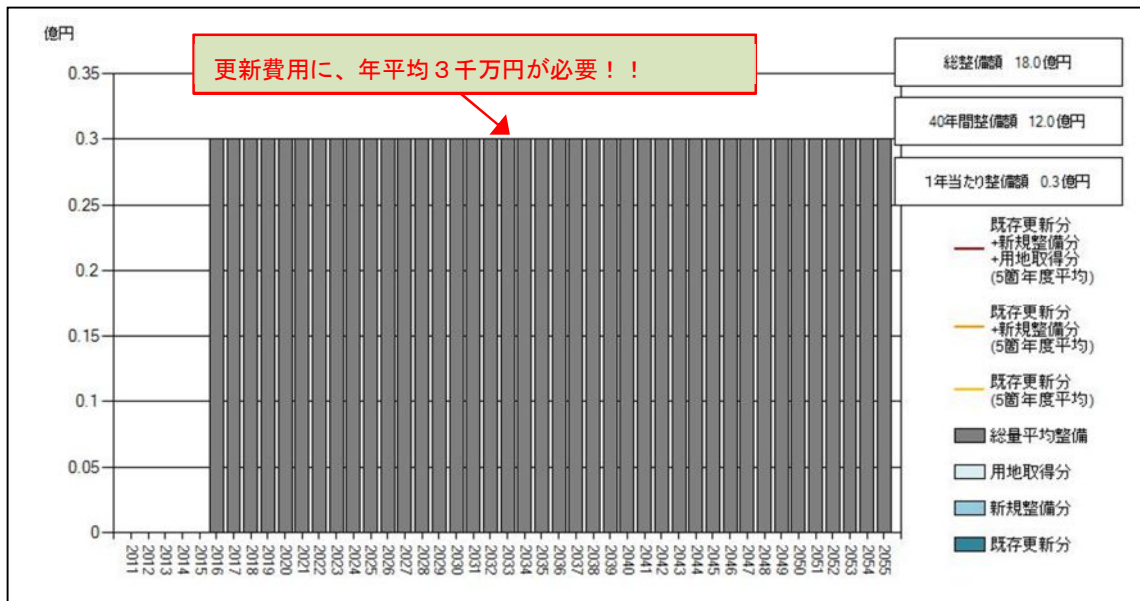
道路は、「全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していく」と仮定しました。次のグラフのとおり、40年間の整備総額は311億8千万円となり、1年間当たりの維持管理費用は平均で7億8千万円になりました。



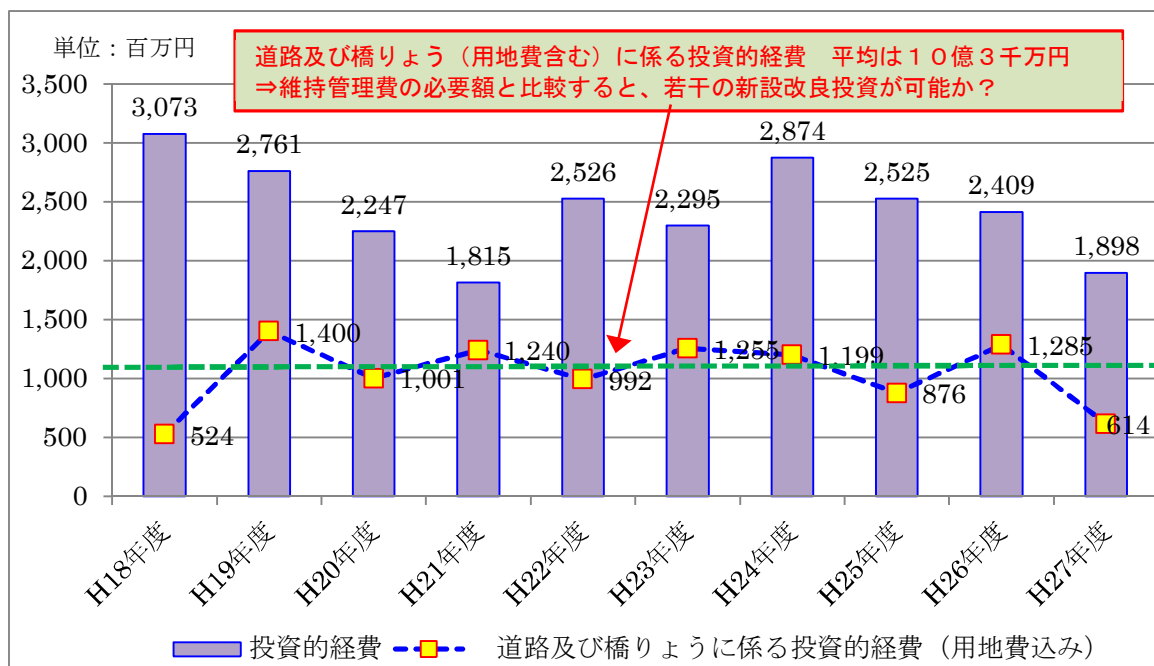
(2) 橋りょう（市道）の更新費用の試算

|      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 橋りょう | 箇所数    | 7 1 ヶ所                  |
|      | 実延長    | 6 9 1 m                 |
|      | 橋りょう面積 | 4, 0 2 4 m <sup>2</sup> |

橋りょう（歩道橋等）は、「整備した年度から法定耐用年数60年を経過した年度に更新する」と仮定しました。次のグラフのとおり、整備総額は18億円となり、40年間に掛かる維持管理費用の総額は12億円、1年間当たり平均の維持管理費用は3千万円になりました。



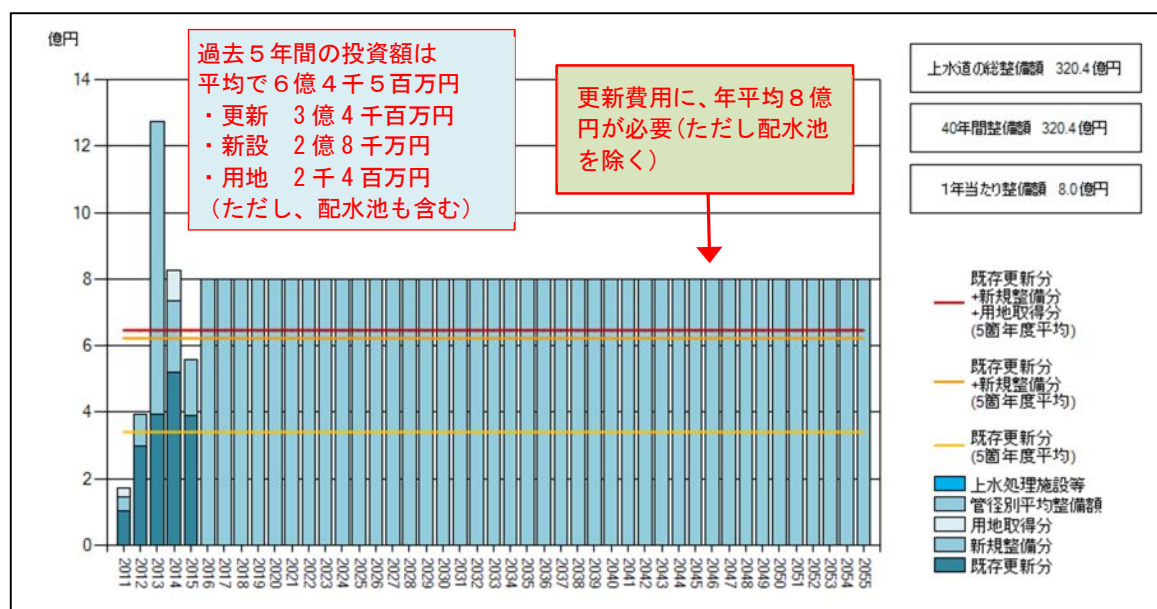
一方、過去10年間の投資的経費の総額と道路及び橋りょう（用地費を含む）に係る投資的経費は次のグラフのとおりです。今後、必要と見込まれる更新に係る経費は、ここ10年の公共施設における投資的経費平均より若干下回っています。



### (3) 水道（企業会計）の更新費用の試算

|              |          |                 |
|--------------|----------|-----------------|
| 上水道<br>工業用水道 | 総延長      | 3 2 8 , 7 2 3 m |
|              | うち導水管延長  | 1 1 , 4 8 0 m   |
|              | うち送水管延長  | 8 0 m           |
|              | うち配水管延長  | 3 1 7 , 1 6 3 m |
|              | 配水池（箇所数） | 1 5 箇所          |

水道管は、「整備した年度から法定耐用年数40 年を経過した年度に更新する」と仮定しました。ただし、整備年度が不明なため、整備総額を40年で割った額を平均の更新費用としました。その結果、次のグラフのとおり、年平均の更新費用は8億円になりました。また、配水池15箇所の更新費用は含まれておりませんが、費用が判明している分だけで、これまでに28億8千9百万円分の建設費用が配水池に投資されています。



### ※配水池 15箇所の規模

| 名 称      | 規 模 等               |
|----------|---------------------|
| 群配水池     | 3,500m <sup>3</sup> |
| 小山配水池    | 721.5m <sup>3</sup> |
| 武蔵野台配水池  | 600m <sup>3</sup>   |
| 弁天配水池    | 1,480m <sup>3</sup> |
| 御代志配水池   | 1,000m <sup>3</sup> |
| 御代志第2配水池 | 1,120m <sup>3</sup> |
| 新開配水池    | 1,300m <sup>3</sup> |
| 須屋配水池    | 1,500m <sup>3</sup> |
| 合生配水池    | 1,000m <sup>3</sup> |
| 竹迫配水池    | 515m <sup>3</sup>   |
| 竹迫第2配水池  | 950m <sup>3</sup>   |
| 栄配水池     | 360m <sup>3</sup>   |
| 日向配水池    | 155m <sup>3</sup>   |
| 日向第2配水池  | 120m <sup>3</sup>   |
| 工業用水道配水池 | 400m <sup>3</sup>   |

#### (4) 下水道（企業会計）

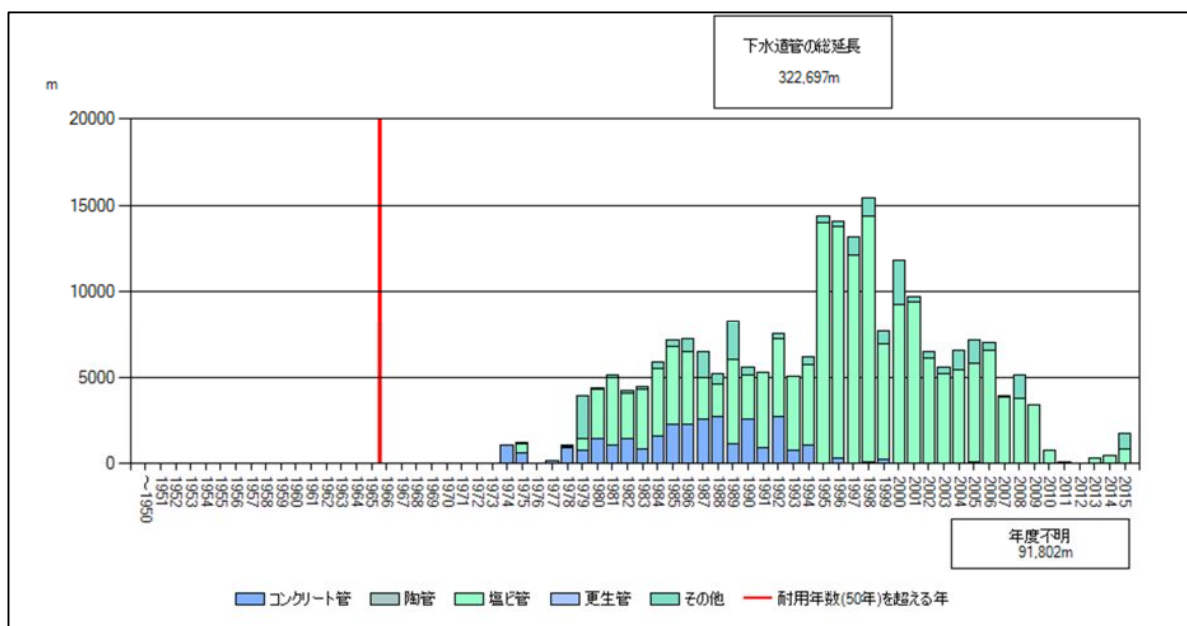
|                 |           |                |
|-----------------|-----------|----------------|
| 公共下水道<br>農業集落排水 | 管路延長      | 3 2 2, 6 9 7 m |
|                 | 汚水処理場（※9） | 4 箇所           |
|                 | 中継ポンプ場    | 6 箇所           |
|                 | マンホールポンプ場 | 5 6 箇所         |

※9) 22ページの注釈を参照

#### 【年度別の整備状況】

下水道管路施設の年度別整備の状況は、次のグラフのとおりとなっており、下水道管路の総延長は3 2 2, 6 9 7 mありました。うち、年度不明な管路延長が、9 1, 8 0 2 m存在しており、これは、台帳の整備を開始した昭和4 5年（1970年）頃に整備された分と推測され、4 0年程度が経過していると思われます。

下水道\_年度別整備延長（公共下水道）



#### 【将来の更新費用の推計】

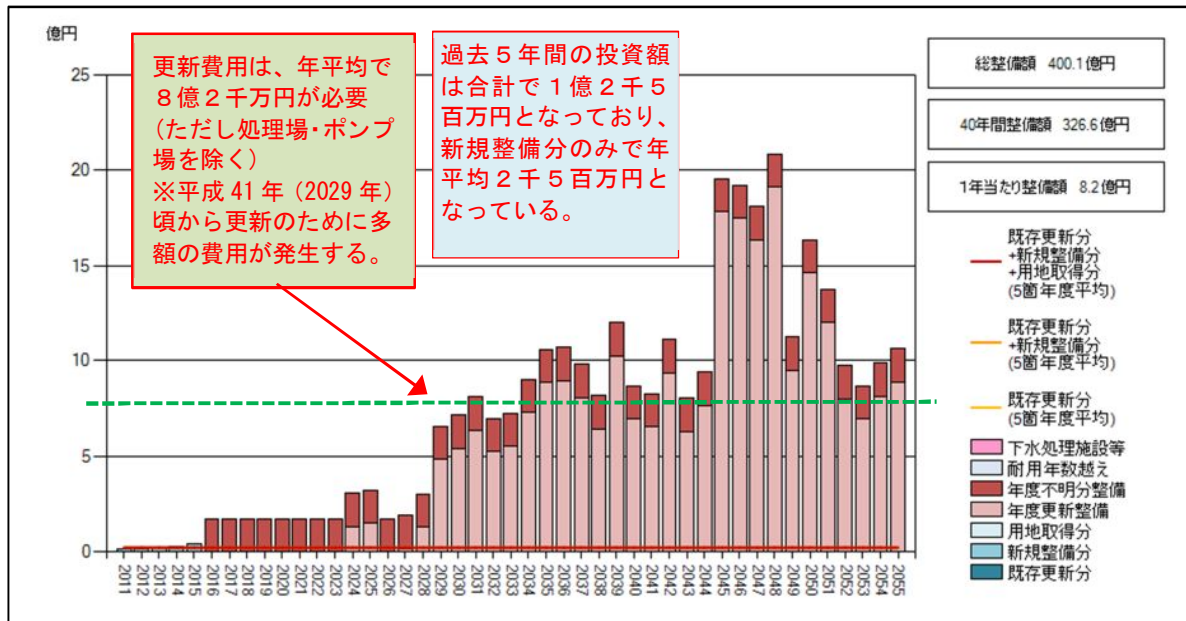
下水道管は、「整備した年度から法定耐用年数50 年を経過した年度に更新する」と仮定しました。処理場及び中継ポンプ場などを除いた整備総額は、400億1千万円となり、40年間に必要な更新費用は326億6千万円になりました。1 年当たりに必要な更新費用の平均は、8億2千万円となりました。しかし、これには処理場及びポンプ場などの維持管理及び更新費用は含まれておらず、建設費用ベースとなりますが、費用が判明している分だけで、58億9千8百万円分あります。内訳は、処理場 3 箇所（公共下水道 1 箇所+農業集落排水 2 箇所）で40億5百万円、その他、中継ポンプ場 6 箇所建設費用が12億4千4



百万円、マンホールポンプ場56箇所（公共下水道48箇所、農業集落排水8箇所）で同6億4千7百万円です。今後、この分の維持管理・更新費用も発生してきます。

公共下水道の場合、平成27年度末現在で普及率が95.76%となっており、ある程度の整備は完了していることから、ここ5年間の投資額は低い状況です。しかし、次のグラフが示すとおり、平成36年(2024年)から耐用年数を迎える下水道管が出始め、平成41年(2029年)から毎年5億円を超える更新費用が必要で、それから約30年間は毎年8億円を超える更新費用が発生することを見込まなければなりません。

下水道\_管種別年度別延長による将来の更新費用の推計（公共下水道）



※上の推計グラフは、管路施設のみとなっており、処理場及びポンプ場の更新費用は含まれていません。

#### 【下水道事業は平成27年度から公営企業会計へ移行】

下水道事業への地方公営企業法の適用については、地方公共団体が任意（条例）で決定することになっていますので、合併前の旧町からそれぞれ特別会計で運用してきました。

しかし、今後は人口減少による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、国は平成25年度から「下水道事業における地方公営企業法の適用に関する研究会」を発足しました。そして、平成27年1月27日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」により要請を行い、人口3万人以上の市区町村は平成27年度から平成31年度までに地方公営企業に移行することとされました。そのため、本市は平成27年度から下水道事業（農業集落排水事業を含む）を地方公営企業会計に移行しました。企業会計に移行したことにより、ストック情報の把握で適切な更新計画の策定が可能となるとともに、損益情報の把握により経営計画の策定が可能となりました。

平成28年度は、平成27年度に移行した企業会計が初の決算を迎え、結果は純損失を生じており、早速、本市の下水道事業が抱える問題点が見えてきました。

元々、人口密度の高い都市部において整備が始まった下水道の事業を農村部や山間部に



まで広げて整備を行ってきた背景から、決して効率の良い経営は期待できませんでした。そのため、現時点では、企業会計への移行は済んでおりますが、一般会計からの繰入金基準内（法定内）だけでなく、基準外（法定外）にも相当額の繰り入れを行う必要があります。

一般会計も、近い将来、財政難になることが見込まれることから、下水道事業については、できるだけ自主的な運営に近づくように、近隣市町村を研究しながら、適切な料金体系となるよう計画を定める必要があります。そして、受益者にきちんと説明を行い、今後必要になってくる更新等の費用を含めた負担をお願いし、将来的に持続可能な経営にすることが必要です。

### 【下水道の役割】



## 4. 改修・更新費用の試算根拠

### I 改修・更新費用（将来コスト）の考え方

今回の公共施設等総合管理計画における改修・更新費用の試算については、全ての自治体が取り組む計画であり、総務省により「公共施設等更新費用試算ソフト」が公開されていることから、ほぼ試算ソフトにおける費用算出の考え方に添って設定しています。なお、公共施設等の今後の在り方については、後で述べますが、現在保有する公共施設、上水道管等を同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算しました。また、物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮しないこととしました。

### II 実質的な一般財源による更新費用の負担見込み

実質的な一般財源による更新費用の負担見込額を参考情報として試算することは、次の理由から行わないこととしました。

- (1) 国庫補助事業については、これまで整備してきた道路等について補助事業と単独事業に分類したうえで、国庫補助事業から国庫支出金分を除外して試算すると作業が複雑になること。
- (2) 公営企業については、「地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）」における一般会計からの繰出基準を用いて一般財源による負担見込額を算定することは、将来推計額を年度ごとに算定したり、建築物等の投資のみの額を抜き出して試算すると作業が複雑になること。
- (3) 公営企業の経費は地方財政法第6条により原則として料金収入が充当される独立採算制が前提とされ、料金収入を経費に充てていますが、この料金収入が全体の収入に占める割合は上水道については約9割、下水道については約5割であり、更新費用を試算する際に、この料金収入を除外しようとする作業が複雑になること。
- (4) 公営住宅等における使用料収入については、これらの更新費用を試算する際に、使用料収入を除外しようとする作業が複雑になること。

上記(1)から(4)については、試算結果を公表する場合に、事業費ベースで試算した更新費用の財源として、税、交付税等の一般財源に加えて、国庫支出金、料金収入等が見込まれることを住民向けの公表資料等の中で適宜、説明を行います。

### III 更新費用の試算方式（公共施設）

#### (1) 基本的な考え方

公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。大規模改修、建替えの種類ごとに、調査年度から40年度分の更新費用を試算しました。ただし、計画上ではうち32年間分を対象とし

ています。

(2) 数量の考え方

公有財産台帳等より過去の年度ごとの延べ床面積を用いました。

(3) 耐用年数・更新の考え方

以下の項目を推計条件として設定できるものとししました。

① 建替え

(ア) 更新年数

耐用年数が比較的長い鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）における既存の建築物は標準で50年間。木造建築物（軽量鉄骨造も含む）の場合は、標準で30年間使用とししました。

(イ) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかりますが、計算が複雑になるため、1年で行うとししました。ただし、基本構想8年間の前期基本計画（1期）と後期基本計画（2期）に分けて集計する考え方なので、他の施設等の更新費用も含め4年間分を合算し、その費用を4で割って1年間の更新費用とししました。

(ウ) 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられるべきはずの施設が、建替られずに残されている場合には、次の4年間（基本計画期間は4年間）で処理するものとししました。

② 大規模改修

(ア) 実施年数

建設後25年で行うものとししました（木造は15年）。ただし、大規模改修を行わずに経過年数が25年（木造は15年）以上を経過しているものは、4年間（基本計画期間が4年間）で均等に大規模改修を行うものとして計算しました。また、大規模改修を行わずに41年（木造は21年）以上のものは、大規模改修は行わずに50年（木造は30年）を経た後に建替えるものとして計算しました。

(イ) 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用がかかりますが、計算が複雑になるため、1年で行うとししました。ただし、基本構想8年間の1期基本計画（1期4年間）と2期基本計画（2期4年間）に分けて集計する考え方なので、他の施設等の更新費用も含め4年間分を合算し、その費用を4で割って1年間の更新費用とししました。

(ウ) 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されるべきはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合には、基本計画期間（4年間）で処理するものとししました。

(エ) 初期設定値の根拠

減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「事務所用の鉄骨鉄筋コンク

リート造又は鉄筋コンクリート造」の耐用年数が50年とされていますので、当市では、これにならいこれまで50年を目処に更新してきたことから、試算においては、50年を採用することとしました。

建築物の耐用年数は50年と仮定しますが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後25～30年で建築物の大規模改修を行い、その後25年で建て替えると仮定しました。

なお大規模修繕の積み残し処理を割り当てる年数については、試算の時点で、建設時からの経過年数が25年以上50年未満のものについては今後4年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年（木造は21年）以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに50年を経た年度に建て替えると仮定しました。

#### （４） 更新単価の考え方

大分類別に、指定の「総務省公共施設等更新費用試算の更新単価」で設定しました。公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価が設定されています。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定されています。

なお、大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、建設時の事業費が判明するものについては、建設事業費の6割で設定しました。

##### （参考）更新（建替え）の単価

| 更新（建替え）                  |        |
|--------------------------|--------|
| 市民文化系、社会教育系、行政系、産業系等施設   | 40万円／㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉、その他 | 36万円／㎡ |
| 学校教育系、子育て支援施設等           | 33万円／㎡ |
| 公営住宅                     | 28万円／㎡ |

##### （参考）大規模改修の単価

| 大規模改修                    |        |
|--------------------------|--------|
| 市民文化系、社会教育系、行政系、産業系等施設   | 25万円／㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉、その他 | 20万円／㎡ |
| 学校教育系、子育て支援施設等           | 17万円／㎡ |
| 公営住宅                     | 17万円／㎡ |

公共施設等の建築物の更新単価については、建築コストの地域差が考えられますが、国土交通省の新営予算単価による地域別工事費指数では、東京を100とした地域別の差は概ね±10の範囲であるため、更新単価において地域差は考慮しないこととされています。

#### IV 更新費用の試算方式（道路）

##### （１） 基本的な考え方

道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しました。一般道路、自転車歩行車道の総面積に対し更新費用を試算し、調査年度から40年度分（固定値）の更新費用を試算しました。（総務省試算ソフトを使用）

##### （２） 数量の考え方

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、道路施設現況調査（国土交通省）により把握した現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定しました。

##### （３） 耐用年数・更新の考え方

総面積に対する更新年数を設定し試算しました。設定値は15年としました。

＜初期設定値の根拠＞

道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とし、したがって、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しました。

##### （４） 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価を設定し試算しました。

＜初期設定値の根拠＞

道路の更新単価については、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示されている平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定しました。自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価（土木工事費積算基準単価）の比率を乗じたものを単価として設定しました。

更新単価（舗装の打換え）

|         |              |
|---------|--------------|
| 一般道路    | 4, 7 0 0 円／㎡ |
| 自転車歩行者道 | 2, 7 0 0 円／㎡ |

## (5) 総務省試算ソフトにおける数値入力

### ① 総面積

一般道路について、「道路施設現況調査」(国土交通省)による道路現況(総括)の(12)実延長及び(14)道路部の道路面積を採用しました。

自転車歩行者道路は、同じく道路現況(独立専用歩道)の(10)実延長及び(14)道路面積の有効幅員を採用しました。

### ② 投資的経費の内訳

・道路に係る投資的経費を「既存更新分」、「新規整備分」及び「用地取得分」に分けて試算しました。

## V 更新費用の試算方式(橋りょう)

### (1) 基本的な考え方

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新費用を乗じることにより更新費用を試算しました。

調査年度から40年度分(固定値)の更新費用を試算しました。(総務省試算ソフトを使用)

### (2) 数量の考え方

橋りょうについては、道路と同様に道路施設現況調査(国土交通省)等により現在の橋りょうの総面積を把握しました。(過去の構造別の橋りょうの年度ごとの面積により算定した方が精度が高くなるが本市の場合不明である。)

### (3) 耐用年数・更新の考え方

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定しました。現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新しますが、それ以外の構造の場合はPC(プレストレスト・コンクリート)橋として更新していくことが一般的なため、これを前提としました。

### (4) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価を設定し試算しました。

＜初期設定値の根拠＞

橋りょうの更新単価については、橋長が15m未満のものと15m以上のものに分けて、道路橋の工事实績(道路橋年報)より、総量のための把握の場合はすべて448千円/㎡としました。(年度別・構造別で把握ができる場合は、更新年数の考え方で記述した区分に従いによりPC(プレストレスト・コンクリート)橋は425千円/㎡、鋼橋は500千円/㎡とします。)

### (5) 総務省試算ソフトにおける数値入力

#### ① 総面積(実延長と橋りょう面積)

実延長(m)合計及び橋りょう面積(㎡)合計を入力しました。



## ② 構造別年度別面積

### (ア)長さ別年度別橋りょう数

1950年以降、整備年度毎の長さ区分15m未満及び15m以上に分けて、橋りょう数を入力することになっていますが、長さが未分類のため、合計欄に入力しました。なお、道路施設現況調査と同様にメートル以下を四捨五入しました。また、整備年度が判明しておりませんので、橋りょうについては、年度不明欄に入力しました。

## ③ 投資的経費の内訳

橋りょうに係る投資的経費を「既存更新分」、「新規整備分」及び「用地取得分」に分けて入力しました。

## VI 更新費用の試算方式（上水道）

### (1) 基本的な考え方

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しました。管径別年度別延長の方がより精度が高くなりますが、本市では不明のため、管径別延長による算定方法としました。

管径別の延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しました。調査年度から40年度分（固定値）の更新費用を試算しました。

### (2) 数量の考え方

水道統計調査（厚生労働省）により、現在の総延長及び管径別の延長が把握できるため、これにより算定しました。

### (3) 耐用年数・更新の考え方

#### ①更新年数

整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定しました。

### (4) 更新単価の考え方

管径別に対するそれぞれの更新単価を設定し試算しました。

更新単価については、毎年度「水道統計調査」（厚生労働省）を報告しており管径別延長のデータがあり、管径別まで把握できるため、総量のための単価は設定していません。

更新単価は、導水管及び送水管と配水管に分類してそれぞれ管径別に単価を算出します。

（更新単価の主な例）※一覧表は参考資料1 参照

|              |             |         |
|--------------|-------------|---------|
| 導水管及び<br>送水管 | ～300mm未満    | 100千円／m |
|              | 300～500mm未満 | 114千円／m |
| 配水管          | ～150mm以下    | 97千円／m  |
|              | ～200mm以下    | 100千円／m |

## VII 更新費用の試算方式（下水道）

### （１）基本的な考え方

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。調査年度から40年度分（固定値）の更新費用を試算しました。

更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算しました。

### （２）数量の考え方

「下水道事業に関する調書」（国土交通省）により、現在の総延長を把握し、可能であれば、管種別又は管径別の延長、さらに過去の管種別又は管径別の年度ごとの延長により算定します。

### （３）耐用年数・更新の考え方

#### ①更新年数

整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定しました。

### （４）更新単価の考え方

総延長に対する更新単価、管種別に対する単価、管径別に対する単価を設定しました。

更新単価については、総量のみ把握の場合は更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提として、各種施工方法による直接工事費や管径別単価等から、単価を124千円／mと設定しました。

本市の場合、管種別が把握できることから、更生管のときは布設替えを前提とし、コンクリート管等のその他の管のときは更生工法を前提として単価を設定しています。なお、下水道の管種別で試算していますので、平均管径が大きければ更新費用が小さく、平均管径が小さければ更新費用が大きく算定される傾向があります。

#### （更新単価の主な例）

|      |              |            |
|------|--------------|------------|
| 総量把握 |              | 1 2 4 千円／m |
| 管種別  | コンクリート管、塩ビ管等 | 1 2 4 千円／m |
|      | 更生管          | 1 3 4 千円／m |

## 第6章 市有施設等総合管理の基本方針

### 1. 現状に対する課題

#### (1) 施設の老朽化が進んでいます

第4章の築年別の整備状況にて示したとおり、建物系公共施設の6%が築40年以上、36%が築30年を経過しており、全体的に施設の老朽化が進んでいます。

築20年以上となると63%となっており、今後、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となることが判明しました。

#### (2) 財源の不足が予想されます

第3章で示したとおり、過去10年間の投資的経費の一般会計における割合は歳出の13%前後を占めている状況となっています。また、第5章で示したとおり、過去10年間の投資的経費の額は、18～30億円の間で推移してきましたが、公共施設（ハコモノ）に係る投資的経費の平均は13億3千万円となっています。

一方で、投資的経費に充てる一般財源の額は減少しており、第3章で示したとおり、平成22～27年度の決算額ベースで、16%～44%の間で推移してきました。差額については、多くは合併特例債などの起債や基金からの繰入れ、一部に国や県の補助金を受け入れることもできていますが、今後は高齢化に伴う扶助費の増加も予想されていることから、さらに財源の確保が難しい状況になることが見込まれます。

#### (3) 人口分布における南北格差の進行と施設のあり方

市の人口は増加しており、今後もこの傾向は続くと予想されていますが、熊本市に隣接する南部の市街化区域の人口が増加している半面、北部の市街化調整区域の人口は減っており、過疎化が進んでいる地域があります。

御代志区や若原区など、一部の地域にあつては、市街化調整区域であっても住宅開発等により人口が増加していますが、合志小学校及び西合志第一小学校の校区は人口が減少しており、一部の地域にあつては、これまでの自治組織の維持さえ難しくなってくるものが考えられ、過疎地域における公共施設のあり方やコミュニティ組織のあり方を見直す必要が出てきます。

#### (4) 住民ニーズの変化への対応

全国的に見ても少子高齢化の進行により、生産年齢人口の伸びは鈍化から減少に転じ、今後は老年人口の割合が増えていきます。そのため、人口構成の変化による住民ニーズの変化を的確に捉え、それぞれの地域における公共施設のあり方を検討していく必要があります。

## 2. 基本方針における3つの柱

### 「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換

国が予想している将来人口の急激な減少と少子高齢化、財政悪化が進行する中で、国は「インフラ長寿命化基本計画」を定め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を目指し、地方も国と歩調を合わせるよう要請がなされました。

先に示したとおり、日本では少子高齢化が確実に進み、国の財政状況は社会保障費等の急増で厳しい状況となっており、今後も益々厳しい状況が見込まれます。同様に、市の財政状況も厳しくなってくることが予想されます。

このような状況の中で、市の施設は老朽化が進んでおり、多くの施設において、これから大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費の増加が見込まれます。財政の持続性を保持するためにも、現状のまま全てを「新しく造る」ことが困難になってきます。

今後は、施設等の必要性を検証しながら、計画的な維持管理、長寿命化や縮小化等に努め、「賢く使うこと」で、財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があります。

市では、これからの施設等を「賢く使うこと」を実現するための基本方針に、次の3つの柱を据えて取り組みます。

施設保有総量の抑制・適正化

施設の計画保全と長寿命化の推進

施設運営コストの縮減

### 3. 施設保有総量の抑制・適正化（1本目の柱）

本市では、転入による急激な若年人口の増加により一部の小中学校がマンモス化し、保育所や学童クラブでは待機児童を抱える状況となっていることから、小中学校や学童クラブの新設・増設が計画されています。また、平成28年熊本地震による被災を教訓に、老朽化で更新等を行う際には、備蓄倉庫などを備えた防災拠点機能を持たせる計画も検討されていることから、あと数年は施設面積が増える見込みです。

しかし、厳しい財政状況が見込まれるため、財政の持続性を保持するためにも、次の目標を定めて取り組みます。

#### 削減目標（計画期間の最終年度までに）

平成28年度末の公共施設（ハコモノ）総延床面積に対する、  
人口一人当たりの延べ床面積を

**2.3㎡以下に抑制します。**

（平成28年度末同数値 2.6㎡に対し 10%削減）

本市では、人口の増加が今後も続く見込みのため、法律等に基づき必須となる義務教育施設等の需要に対応する必要があります。そのため、単に面積の削減ではなく、人口に対する割合を目標値として設定しました。

今後、施設の更新等を計画する場合や、施設利用の役割を終えた施設がある場合は、以下の定義に沿って検討を進めていきます。

|   | 定義            | 該当する内容                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 廃止            | <ul style="list-style-type: none"><li>・当初の役割を終え普通財産となった施設で、市が所有する目的をなくした施設、かつ、収入増に結びつく利活用が見込まれない施設</li><li>・効率的な運営の観点から、サービス提供施設等を全て市が整備、運営することを前提とせず、近隣市町と共同利用（設置）が可能な施設（※1）</li></ul> <p>⇒施設は解体、土地は売却を検討</p> <p>（※1）本市を含めた近隣17市町村で構成する熊本連携中枢都市圏の取り組みの一つとして検討を行っています。</p> |
| 2 | 譲渡<br>（無償・有償） | 施設の用途は残したままで、 <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が特定の地区住民である施設</li><li>・利用者が特定の団体などに固定している施設</li><li>・市が維持管理する必要性が少ないと思われる施設</li></ul> <p>（※無償譲渡の場合、議会の議決が必要）</p>                                                                                                   |

|   |           |                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 統合        | <p>施設機能はどうしても残す必要があるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な利用者増や稼働率の増が見込めない施設</li> <li>・施設機能が重複している施設が他にあり、利用者に対する施設量が過剰と判断できる場合</li> </ul> <p>⇒一方の施設へ統合し、空き施設は解体、土地は売却を検討</p>                      |
| 4 | 複合化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的が異なる施設を複合化することで、施設の維持管理経費が削減され、空間等の共同利用などにより効率化が図られる施設</li> </ul> <p>⇒一方の施設へ複合化、空き施設は解体、土地は売却を検討</p>                                                                  |
| 5 | 縮小建替え     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・どうしても施設機能を残す必要があり、縮小して建替えることで、稼働率の増加が見込まれ、かつ、複合化もできないと判断できる施設</li> </ul>                                                                                                |
| 6 | 転用（貸付け含む） | <p>役割を終えた施設で、施設の耐用年数が残っているため利活用が可能な場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の必要な行政財産等に転用して利用可能</li> <li>・公的な団体等への貸し付けで、利用料が市の維持管理経費を上回る金額の場合</li> <li>・民間企業等への貸し付けで、市の収入増に寄与する利用料で貸し付け可能な場合</li> </ul> |
| 7 | その他       | <p>廃止・譲渡・統廃合・複合化・縮小・転用が見込めない場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者や利用率が適正規模であり、現状規模を維持する必要がある施設</li> <li>・利用者や利用率の増加が確実であり、施設面積を増やす必要がある施設</li> </ul>                                             |

上の図により、施設の更新等を実施することとなった場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）」や「合志市PFI導入基本方針（平成22年3月策定）」に基づき民間事業者等の資金やノウハウの活用するPPP/PFI（※10）の手法とこれまで一般的であった公設公営との費用対効果を比較検証し、将来的に有益となる方法により実施します。

また、平成27年4月に熊本県が地方創生の観点から、市街化調整区域における本市を含む一部自治体が所有する遊休公共施設全般については、民間事業者への貸付けによる用途変更を許可の対象にしました。そのため、平成30年度に庁舎集約のために空きスペースが多くなる「西合志庁舎」や同区域内にある普通財産の施設については、民間への貸付けなども検討を進めます。

そのほか、熊本北部流域下水道への接続により役割を終えた「須屋浄化センター管理棟」についても、まだ耐用年数が残っているため、転用や譲渡などの検討を行います。

※10) PPP/PFI（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）事業とは

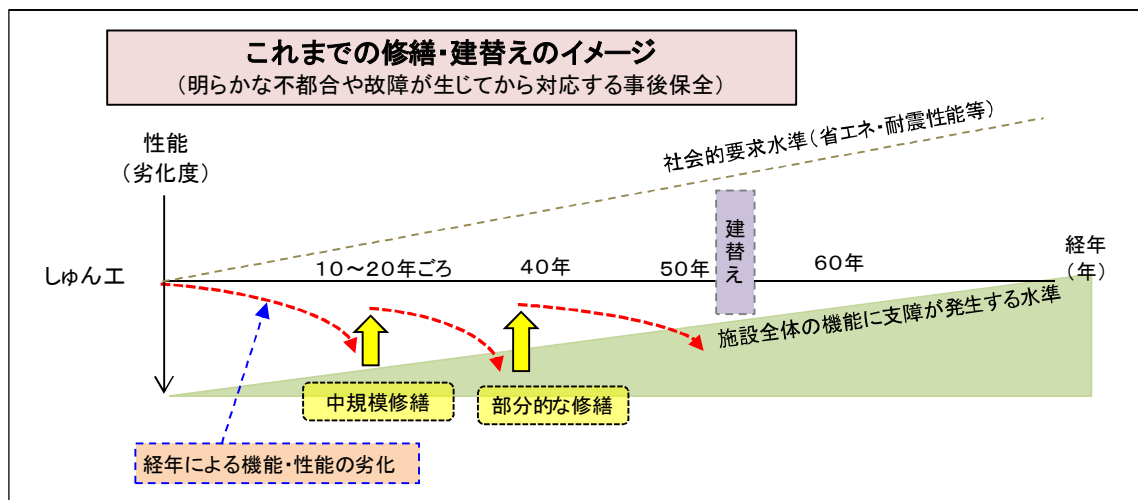
公民が連携して公共サービスの提供を行う事業の枠組みをPPPと呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つで、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法のこと。



## 4. 施設の計画保全と長寿命化の推進（2本目の柱）

### （1）計画保全への転換

本市の様に規模が小さい自治体では、施設管理の専門知識を有する職員を確保することが難しく、その様な状況の中で、主に3年～5年のサイクルで職員の人事異動が行われています。施設の管理はそれぞれの業務に応じた課が管理している中で、担当の職員は施設管理についての専門知識を有していない場合が多く、施設の機能に明らかな不都合や故障が生じてから対応する「事後保全」を行ってきました。



しかし、施設が異常をきたすまで放置すれば、結果として施設の寿命を縮めることになるため、今後は施設の長寿命化を進めるためにも、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の中長期的な視点に立った計画的な対応を行う「計画保全」を進める必要があります。「計画保全」を行うことで、建築物を長期にわたり、良好な状態を保ちながら使用することが可能になります。

また、平成28年4月の熊本地震被災の経験から、機能停止の影響が大きく、防災上特に重要な施設については「予防保全」も必要になってくると考えられます。

このようなことから、本市では施設全体の管理方法を抜本的に見直し、「事後保全」から「計画保全」に移行することで、施設の長寿命化を目指します。

### （2）長寿命化の推進

本市では、これまで耐用年数が比較的長い鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」）における耐用年数の目標を、主に50年としてきました。これは、「償却資産等の耐用年数等に関する省令」が、事務所における鉄筋コンクリート造等の耐用年数を50年と定めていることも影響しています。

建築物は、躯体の耐用年数よりも構成する電気設備や機械設備等の耐用年数の方が短いため、躯体の耐用年数を迎えるまでに複数回の交換や修繕を必要とします。また、施設の長寿命化を実現するために、漠然と修繕や改修を繰り返すだけでは、かえって多額の費用が必要

になることも想定されます。そのようなことにならないように、長寿命化を図る目標の耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にした上で、効率的で無駄のない改修の周期や改修の方法を計画していきます。

## 長寿命化の目標

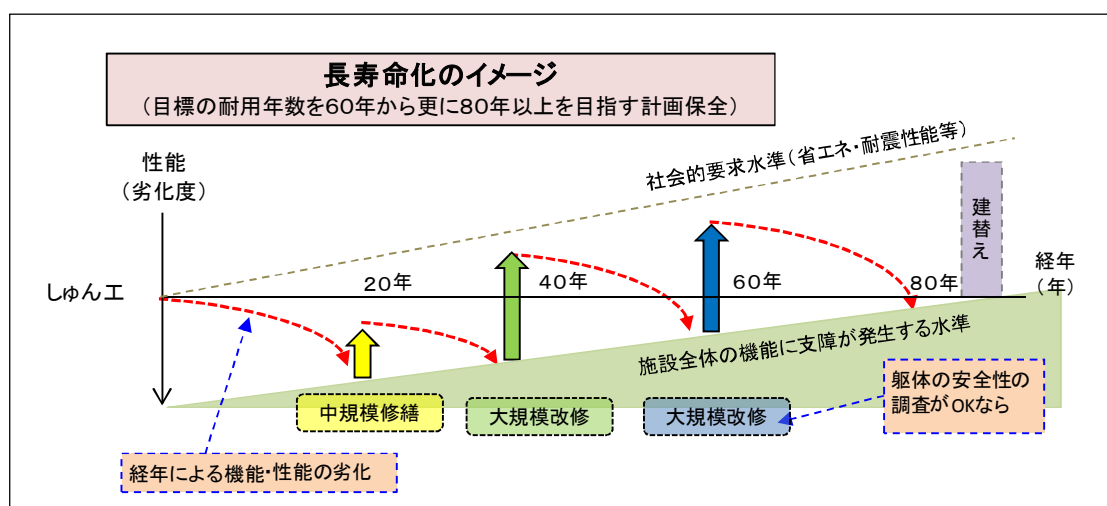
既存の鉄筋コンクリート造等建築物の目標耐用年数を

**原則で60年とし、  
診断後、可能であれば80年**

を目処に使用します。

(木造は原則40年とし、診断後可能であれば、50年以上)

### 【長寿命化のイメージ】



#### ① 長寿命化を進める上での点検・診断等の方針

定期的な点検・診断等により、劣化の状況や性能低下の状況などを把握するとともに、今後必要となる修繕・改修の時期やコスト等を明らかにします。

また、建築物は躯体の健全性が確保されてはじめて、長期に使用することができますので、躯体の健全性を測る指標としての、コンクリート圧縮強度やコンクリートの中酸化の状況、鉄筋の腐食具合などを把握する必要があります。大規模な改修を行う前には、躯体の健全性を確保するための調査を実施し、調査の結果「良好」と診断と判断されたときは、長期に使用することとします。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の方針

点検・診断等の結果を基にした施設ごとの中長期的な計画を定め、目標耐用年数の中間年で新築時の整備水準を超える大規模改修を行います。これは、建築物が経年劣化する一方で、耐震性能や省エネ性能などの社会的要求水準は高まることに合

わせるためです。また、機械設備や電気設備の更新については、20年周期で行うこととし、更新時期に合わせて中規模修繕や長寿命化に向けた修繕を行います。修繕を20年周期で設定することで、その建物を使用している間、求められる性能を確保することができます。

#### 【計画保全のイメージ】

| 時 期<br>修繕・改修の程度 | 工事の内容                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 築20年目<br>中規模修繕  | 経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させる。                |
| 築40年目<br>大規模改修  | 近年の社会的要求（省エネ、ライフラインの更新等）に応じた改修を行い、機能を向上させる。            |
| 築60年目<br>長寿命化修繕 | 経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置に加え、社会的要求も一部反映し、機能を回復・向上させる。 |

### （3）インフラ施設について

インフラ施設は、市民生活を支える、なくてはならない大切な施設です。水道や下水道などは毎日使用するため、ある意味「使用できて当たり前」の状態を保つ必要があります。そのためにも、予防保全的な管理を行いながら、かつ、長寿命化も進める必要があります。

しかし、厳しい財政状況下の中で、増大してくる維持更新費用に対応していくことが求められるため、特に中長期的な計画が重要になってきます。

#### ① 水道事業・下水道事業（公営企業会計）

施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から維持管理計画を策定し、中長期的な視点に立った技術的基盤に基づく、計画的・効率的な施設の改築・更新や維持管理・運営を実施し、持続可能な事業の実現を図ります。

また、公営企業会計であることから、今後の維持管理費用を把握し将来にかかる経費を考慮した適正料金の設定の検討及び PPP/PFI 事業（コンセッション方式等）（※10）の導入を検討し民間活力を活用することで公費負担の削減を図り、健全な経営を目指します。

#### ② 道路・橋りょう

道路については、定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価します。点検及び評価に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定し、財政状況等を総合的に判断しながら、必要な維持修繕・更新を行っていきます。

橋りょうについては、「合志市橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年 3 月策定）」に基づき、5 年ごとの定期点検と計画的な予防的修繕を行いながら、橋りょうの長寿命化を図ります。

※10) PPP/PFI については、43 ページの注釈を参照。

コンセッション方式とは、高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者（以下、SPC）が行うスキームを指します。

## 5. 施設運営コストの縮減（3本目の柱）

### （1）運営手法の見直し

ヴィーブルや市民センター、その他スポーツ施設などの既存施設については、他自治体の先駆的な取り組みなどを調査し、現在のサービス水準を維持しながら運営コストの削減が可能と判断される場合は、指定管理者制度や包括的民間委託などへ移行し、運営コストの削減に取り組みます。

### （2）民間活力の活用

公共施設の新設や更新等を行う際は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」や「合志市PFI導入基本方針（平成22年3月策定）」に基づき、PPP/PFI（※10）などの手法を用い、施設の建設コストだけでなく、今後の運営コストまで含めたトータルの視点で、「同一サービス水準の下で公的財政負担の縮減」または、「同一負担水準の下で公共サービス水準の向上」が可能と判断される場合には、民間事業者等の資金やノウハウを活用した取り組みを行います。

### （3）施設コストと受益者負担の適正化

公共施設の新設や統廃合の検討を行う場合の判断基準の一つとして、施設のコスト情報が非常に重要になってきます。これまでは、施設を建設するときの初期投資を重視し、将来にわたって発生する維持管理コストはあまり重要視されてきませんでした。そのため、施設は国などの補助金を利用して建てたものの、後の維持管理経費で財政を圧迫するケースが見られます。

今後は、施設の存廃を含めた検討を行うことが必要になることから、利用状況や維持管理費などを継続的に把握し、蓄積と分析を行います。また、分析の結果、総コストが高いと判断された場合は、利用料金を見直し、受益者負担の適正化を図ります。なお、利用料金変更の際は、近隣自治体との比較を行いつつも、当該施設の総コスト情報を市民へ開示し、市の財政負担軽減に取り組みます。

その他、現在無料で利用されている施設や駐車場などについても、同様の観点から有料化に向けた検討を進めていきます。

### （4）地方公会計利用による分析

地方公会計を利用したコスト分析などが始まることから、整備した固定資産台帳などを活用し、施設ごとの収支の把握を行うことで、減価償却費等の現金支出以外のコストを含めた総コストで各施設の運営にかかる収支を把握・分析します。

また、分析したデータを活用し、公共施設の管理の効率化に取り組みます。

※10) 43 ページの注釈も参照。

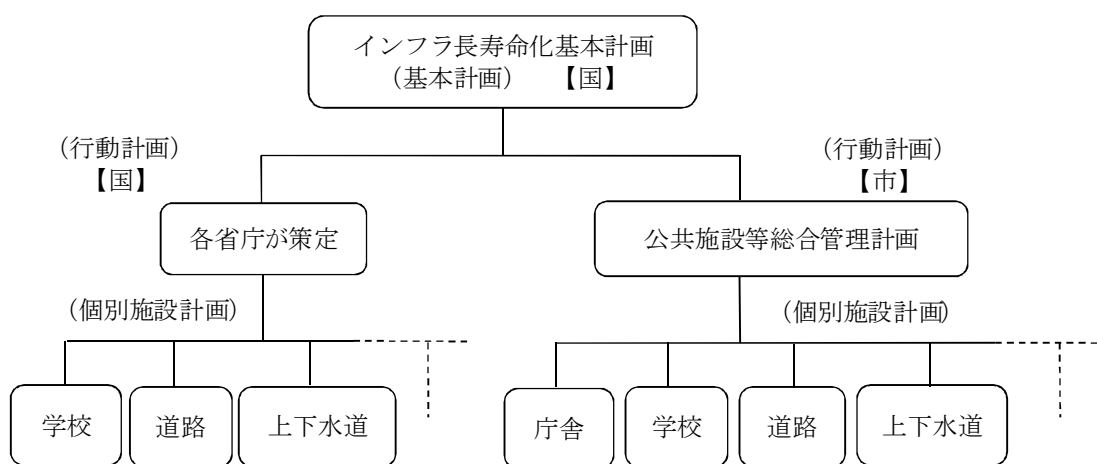
PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

## 第7章 計画の推進に向けて

### 1. 個別施設計画の作成

公共施設等総合管理計画に基づく基本的な方針により、今後は各公共施設やインフラ施設ごとに施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎える前には廃止を含めた検討を行い、更新が必要と判断される場合は、多機能化や統廃合などによる集約化、既存施設への機能移転等の検討を行いながら、更新や保全に関する計画を明確にした公共施設ごとの個別施設計画を策定していきます。

(公共施設等総合管理計画等体系図)



#### (1) 個別施設計画の策定期限

**個別施設計画 平成30年度までに策定を目指します**

#### (2) 横断的情報共有

個別施設計画における内容は、施設管理部門、財政部門、その他の関係部門と連携を図りながら、一元的に取り組むこととします。

#### (3) 個別計画の進行管理

本計画は、本市のまちづくりを進めるうえでの最上位の計画である「合志市総合計画」及びそれに付随する「合志市財政計画」と整合性を図りながら進めていきます。

個別施設計画における取り組みの進行管理については、毎年度、予算策定のために見直しを行っている普通建設事業等中長期計画を計上するための基礎資料にも利用することから、財政計画と合わせて個別施設計画の進行管理を行います。

#### (4) 更新や統廃合の決定時期と推進組織

##### ① 更新や統廃合の決定時期

###### 3期先（第5次基本構想期間）に実施が見込まれるもの

本計画（第2次基本構想）期間中に、概算費用を見積ります。また、必要に応じて、公共施設整備基金の積立てを開始します。

###### 2期先（第4次基本構想期間）に実施が見込まれるもの

本計画（第2次基本構想）期間中に、「施設保有総量の抑制・適正化」の基本方針に規定した定義に沿って議論を進め、市としての方向性を定めます。

###### 1期先（第3次基本構想期間）に実施が見込まれるもの

本計画（第2次基本構想）期間中に、「施設保有総量の抑制・適正化」の基本方針に規定した定義に沿って市が決定した方向性を、利用者等や議会などに説明し、次の第3次基本構想に盛り込むための具体的内容を定めます。

##### ② 更新や統廃合の推進組織

施設の更新や統廃合などの方針を検討する組織は、「合志市公共施設等総合管理計画策定検討部会（平成27年7月6日策定）（課長補佐・主幹級）」とし、さらに「行政経営推進部会（課長級）」で検討を重ね、最終的な方針決定については、市が抱える重要施策の総合的な推進を図るための組織と位置付けされている「合志市政策推進本部会議（三役ほか部長級）」にて決定することとします。

なお、施設の更新や統廃合などの方針を決定する際には、市の最上位計画である合志市総合計画の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的に設置されている「合志市総合政策審議会」に諮問するとともに、利用者等への説明を行いながら、最終的には「合志市議会」の判断を仰ぎます。

##### ③ インフラ施設について

道路や橋りょうなどのインフラ施設については、個別の長寿命化計画や保全計画等をそれぞれのアクションプランに位置づけ、これらの計画に示される整備計画の進行管理を着実にを行うとともに、必要に応じて計画を見直すこととします。

水道事業及び下水道事業のインフラ施設については、個別施設計画として策定される「上下水道アセット(ストック)マネジメント計画」をアクションプランに位置づけ、この計画に示される整備計画の進行管理を着実にを行うとともに、必要に応じて計画を見直すこととします。

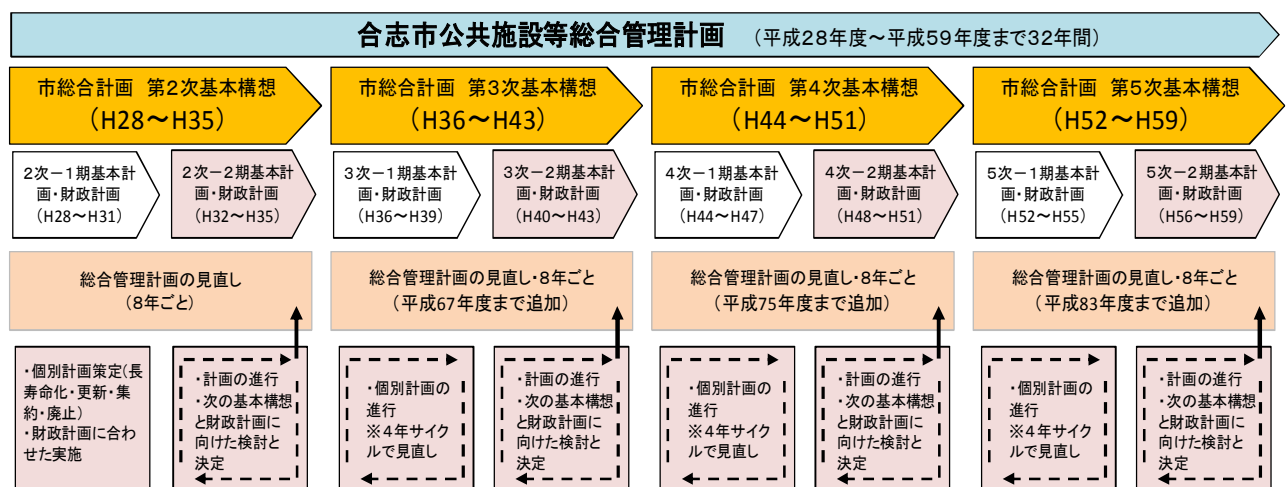
なお、水道事業及び下水道事業の運営については「合志市上下水道運営審議会」に諮り、受益者の意見を反映することとします。



## 2. フォローアップの実施方針

本計画の実施状況等については、全庁的な推進体制のもとで確認を行うとともに、社会情勢の変化、行財政改革の推進状況等を踏まえ、随時、必要な見直しを行うとともに、内容を精査し、4年ごとに実施方針等の取組状況などの評価を行います。

また、「合志市総合計画基本構想」の策定サイクルである8年ごとに、人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因に合わせて本計画を見直し、精度の向上を図って行きます。



合志市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 月 (初版)

熊本県合志市 総務部 財政課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地

TEL 096-248-1667 FAX 096-248-1196

E-Mail [zaisei@city.koshi.lg.jp](mailto:zaisei@city.koshi.lg.jp)

URL <http://www.city.koshi.lg.jp/>